

秋田市一般廃棄物処理基本計画

素案

令和 8 年 月策定

秋田市

目次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨 -----	3
第2節 計画の概要	
1 計画の位置づけ -----	4
2 計画期間 -----	5
第3節 計画の進行管理 -----	6

第2章 計画策定の基本的事項

第1節 本市の概況	
1 市域の概要	
(1) 地域の概要 -----	9
(2) 産業の動向 -----	9
2 人口、世帯数の動向	
(1) 人口の推移 -----	10
(2) 世帯数の推移 -----	10
第2節 本市が目指す廃棄物処理	
1 廃棄物処理に関する基本的な考え方 -----	11

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみ処理の現状	
(1) 収集・運搬および処分	
ア 収集・運搬 -----	15
イ 処分 -----	16
2 実績	
(1) ごみ排出量 -----	19
(2) 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量 -----	20
(3) 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 -----	21
(4) 家庭ごみ組成調査 -----	22
(5) リサイクル率 -----	23
(6) 資源化量 -----	24
(7) 発電量 -----	25
(8) 最終処分量 -----	26

(9) ごみ処理経費	-----	27
3 ごみ処理の課題		
(1) ごみの発生抑制	-----	28
(2) 分別・リユース・リサイクル	-----	28
(3) 収集・運搬	-----	29
(4) 中間処理・最終処分	-----	29
第2節 基本理念・基本方針		
1 ごみ処理の基本理念	-----	30
2 ごみ処理の基本方針		
(1) 環境負荷を低減するためのごみの発生抑制	-----	31
(2) 持続可能な循環型処理システムの構築	-----	31
(3) 市民・事業者に対する環境教育や情報発信の充実	-----	31
3 廃棄物処理施設の整備計画	-----	32
4 それぞれの役割	-----	33
第3節 ごみの排出量の推計		
1 ごみ排出量の推計		
(1) 将来人口	-----	34
(2) ごみ排出量	-----	34
(3) ごみの区分別の排出量	-----	35
第4節 数値目標等		
1 数値目標・管理指標・取組指標と個別施策の関係	-----	37
2 数値目標・管理指標		
(1) 一人1日当たりのごみ排出量（公共系、民間施設搬入分を除く）	--	38
(2) 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物・水銀含有ごみを除く）	-----	38
(3) 事業系ごみ排出量（資源化物を除く）	-----	39
3 取組指標		
(1) リサイクル率（資源化率）	-----	39
(2) 最終処分量（公共系等を除く）	-----	39
第5節 個別施策	-----	40

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題	
1 人口	45
2 淨化槽の設置	45
3 し尿および浄化槽汚泥の処理	45
4 し尿処理施設の整備	46
第2節 基本理念・基本方針	
1 生活排水処理の基本理念	47
2 生活排水処理の基本方針	
(1) 生活排水処理未普及地域の解消	47
(2) し尿および浄化槽汚泥の適正処理	47
第3節 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測および数値目標	
1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測	48
2 数値目標	48
第4節 個別施策	49
用語解説	51
巻末付表 課題・基本方針・基本施策関係図	

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また脱炭素社会の実現を始めとする地球環境問題への対応も急務となっています。

このような変化に対応し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会様式から、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への転換を、さらに進めていく必要があります。

こうした転換を進めるためには、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法における基本原則に則り、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、環境負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を、さらに徹底することが求められます。

また、国では、「循環経済を国家戦略に」とした第五次循環型社会形成推進基本計画を令和6年8月に策定しており、気候変動・環境汚染等の社会的課題等を解決するための地域レベルでの取組の推進も求められています。

なお、国においては、令和元年10月に施行した食品ロス削減推進法や令和4年4月に施行したプラスチック資源循環法に基づき、食品ロスの発生抑制およびプラスチックの資源循環に取り組むことにより、循環型社会の形成を総合的かつ計画的に進めています。

こうした流れを受け、修正を加えた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとし、ごみ処理については、「市民・事業者・市が適切な役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築するため、資源循環の取組を進め、環境への負荷を低減することで、将来の質の高い暮らしの実現に向け、協働で取り組む」、生活排水処理については、引き続き「環境負荷が少ない水循環システムを構築する」を基本理念とし、地域レベルから取り組んでいこうとするものです。

これらの循環型社会構築に向けた各種施策は、「緑あふれる持続可能なまち」を目指す、本市の将来都市像と整合を図りながら進めていくこととします。

第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、「秋田市総合計画」および「秋田市環境基本計画」を上位計画とし、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成しています。

なお、本計画では一般廃棄物処理の基本的事項や指針を定めるものとし、実施に関する事項は、毎年度策定する「秋田市一般廃棄物処理実施計画」において定めています。

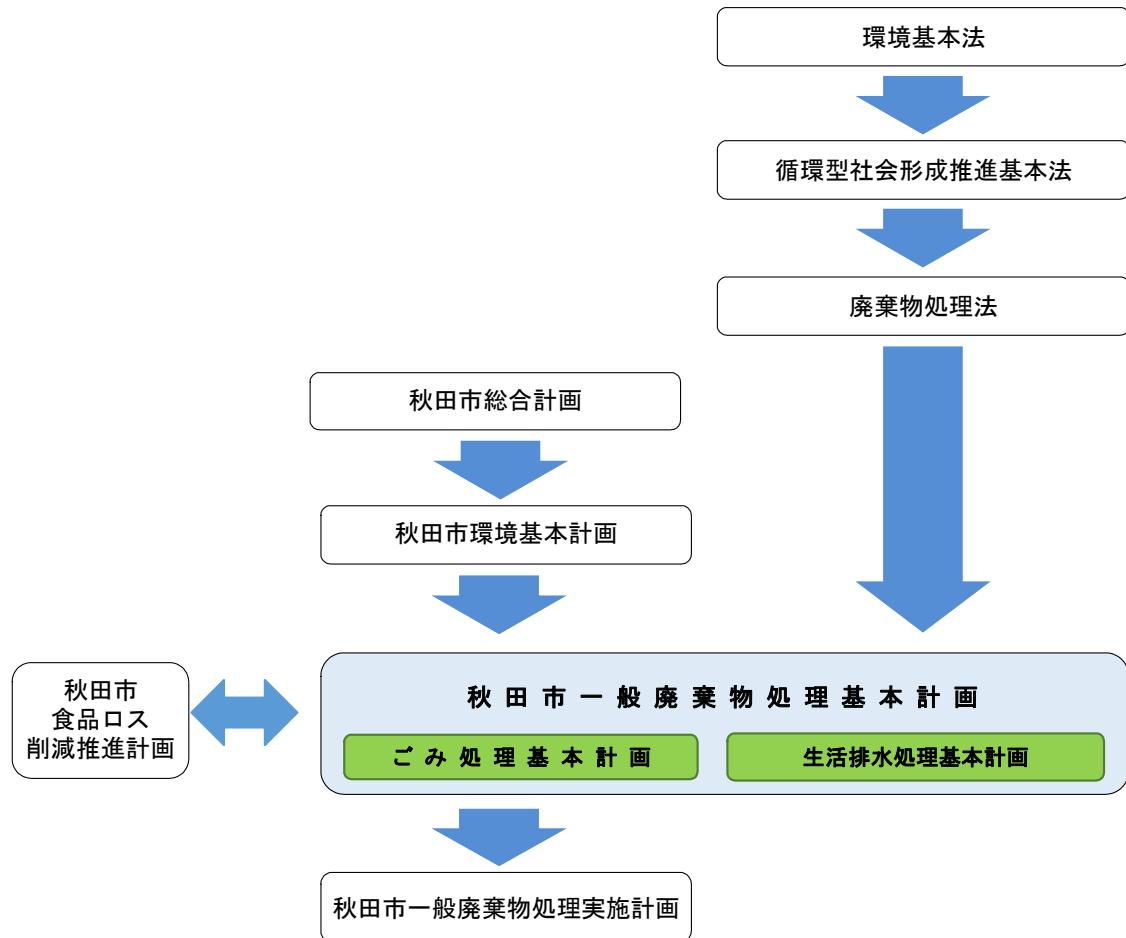


図1-2-1 計画の位置付け

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和17年度の供用開始を目指す、新しい処理施設の稼働までの計画と位置付け、令和8(2026)年度を初年度とし、令和16(2034)年度までの9年間(前期5年、後期4年)とします。

なお、この計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うほか、本市の廃棄物行政を取り巻く諸情勢に変化等があった場合には、適宜、見直しを行うものです。

表1-2-1 計画期間



表1-2-2 計画の変遷

秋田市一般廃棄物処理基本計画の変遷	
策定年度	主な内容
平成5年度 (H5. 6. 15策定)	廃棄物処理法第6条に基づき策定 (計画期間：当年～17年度)
平成9年度 (H10. 1. 5改定)	中核市への移行により廃棄物行政に関わる事務の所管に伴い改定 (計画期間：H8～17年度)
平成12年度 (H13. 3月策定)	第9次秋田市総合計画との整合性を図るとともに、ごみ減量目標について11年度を基準年度とした数値目標を定め策定 (計画期間：H13～22年度)
平成13年度 (H14. 3月改訂)	溶融炉（秋田市総合環境センター）の稼働に伴い、廃棄物の処理および分別方法の変更により一部改訂 (計画期間：変更なし)
平成18年度 (H19. 3月策定)	平成17年1月、旧河辺町・旧雄和町との合併による目標値の修正や第11次秋田市総合計画、環境基本計画の改定との整合性を図り、中間年度目標を平成22年度とし策定 (計画期間：H19～27年度) 基準年度である平成11年度数値を合併に伴い修正
平成22年度 (H23. 3月見直し)	本市計画の中間年度における目標達成は困難な状況であり、中間年度目標を24年度までの早期達成目標とすることや、24年度以降の目標等についても、今後の国や県の状況を踏まえて、新たに最終年度までの減量目標を定めることとして見直し
平成26年度 (H27. 3月策定)	平成26年度（25年度実績）に家庭系ごみに係る減量目標を達成したことから、18年度に策定した27年度までの計画期間を1年早め、新たに計画を策定（計画期間：H27～R7年度）
令和2年度 (R3. 3月見直し)	中間見直し年度において、事業系に係る減量目標を達成したことから、目標値を見直したほか時点修正を行ったもの（計画期間：H27～R7年度）

第3節 計画の進行管理

本計画は、目標の達成状況を客観的に評価し、達成が困難な事業について改善を図る必要があることから、行政評価にも取り入れられているマネジメントシステム（P D C Aサイクル）を活用した管理を行います。

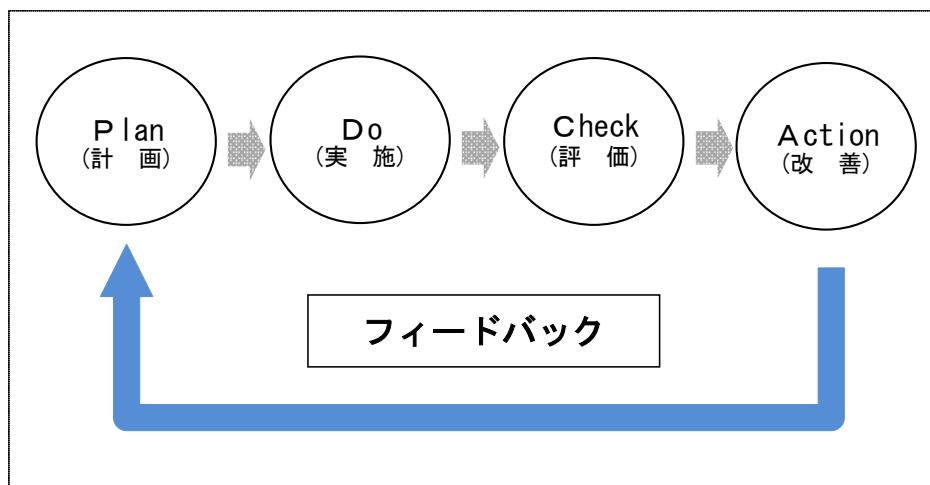


図1-3-1 計画の進行管理

Plan（計画）

策定した本計画は、ホームページに掲載するなど広報活動により、事業者や市民に広く周知します。

Do（実施）

本計画で掲げる個別施策を具体化し、各事業等を実施します。また、毎年度策定する「秋田市一般廃棄物処理実施計画」に従い、市内における一般廃棄物を生活環境上支障が生じないように収集、運搬および処分を行います。

Check（評価）

毎年度、事業評価シートによる現状分析および評価を行いながら、事業の進捗度合いを点検します。

Action（改善）

各事業における見直しを図るとともに、本計画についても、概ね5年ごと、または計画策定に大きな変動等があった場合には見直しを行います。

第2章 計画策定の基本的事項

第1節 本市の概況

1 市域の概要

(1) 地域の概要

本市は、本州の東北にある秋田県の日本海沿岸地域の中央部に位置し、市域面積906.09km²を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれた地域となっています。

市街地は市域の中央部に位置し、田園地帯が市街地を取り囲む形となっています。東部に秋田杉やブナなどの森林地帯が広がり、標高1,170.5mの太平山をはじめとする山地が広がっています。

本市の地域区分



本市は県庁所在都市であり、人口約29万人、市域面積の約69%が森林等、約31%が住宅用地や産業用地、農地および道路などとなっています。

図2-1-1 本市の市域

(2) 産業の動向

産業別では、第1次産業と第2次産業への就労者数は減少し、第3次産業への就労者が増加しています。具体的には、第1次産業の就労者数割合は、平成22年の2.2%から令和3年には0.6%に、第2次産業の就労者数割合は、16.7%から13.7%に減少しています。これに対し、第3次産業の就労者割合は、81.1%から85.7%に増加しています。

令和3年経済センサス-活動調査

2 人口、世帯数の動向

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和7年3月末現在（住民基本台帳）291,412人で、平成28年3月末から24,358人減少しており、減少傾向が続いている。

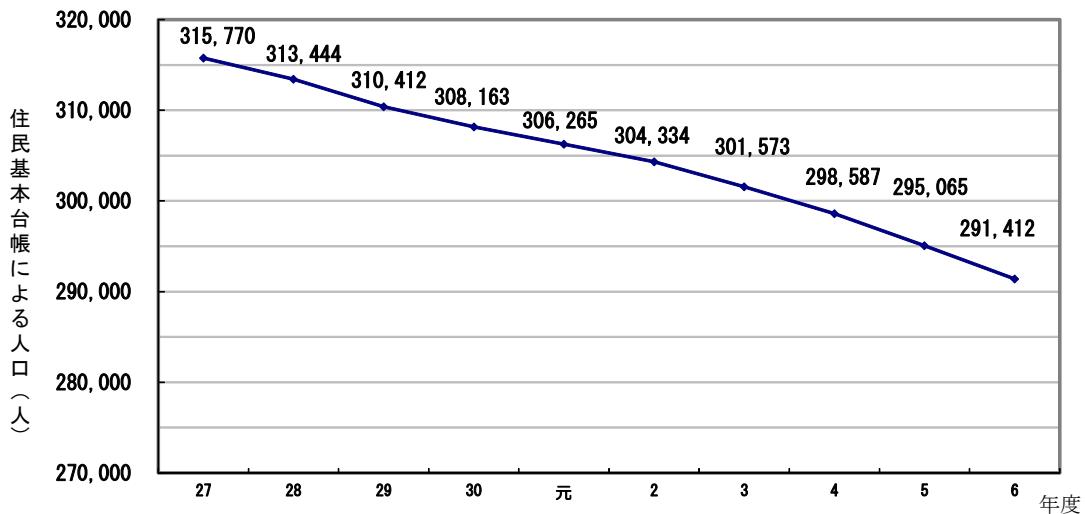


図2-1-2 人口の推移

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、令和7年3月末現在（住民基本台帳）146,496世帯で、平成28年3月末から3,221世帯増加しています。長期的に見ると、平均世帯人数の減少により増加してきましたが、直近で見ると令和6年度に減少へ転じています。

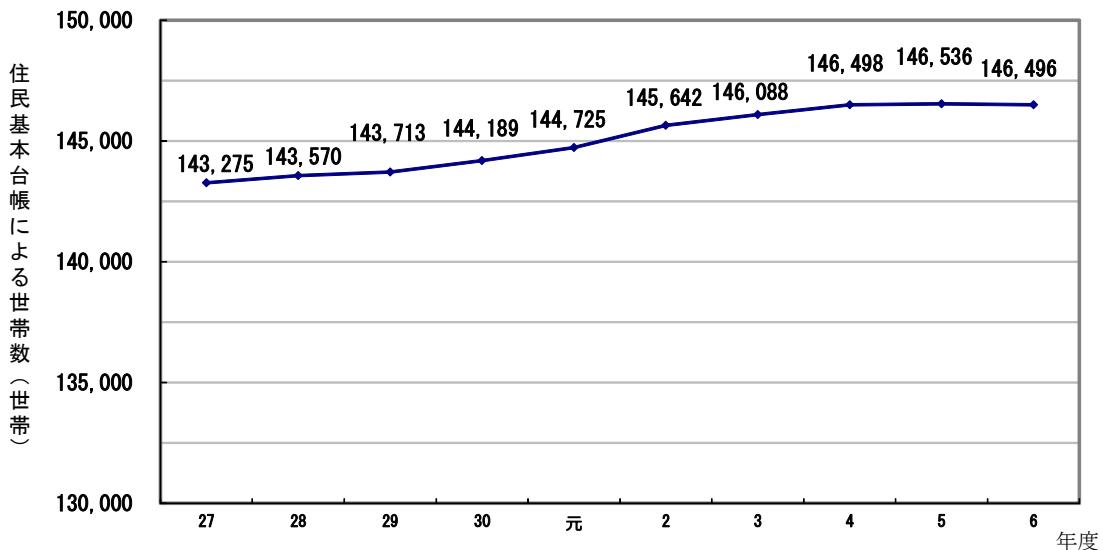


図2-1-3 世帯数の推移

第2節 本市が目指す廃棄物処理

1 廃棄物処理に関する基本的な考え方

一般廃棄物の処理に当たっては、発生抑制、再使用に優先的に取り組むこととし、特に、国を挙げて取り組んでいる食品ロスや世界的な環境汚染が懸念されるプラスチックごみの発生抑制に向けた様々な施策を展開していきます。

その上で、排出される一般廃棄物については、民間施設を活用した食品残さの堆肥化・バイオガス化や有用金属の再生利用等の資源循環に取り組みます。

また、本市の処理施設の現状やリサイクル技術の進展、分別に伴う市民負担等を総合的に勘案し、新たなリサイクルルートの研究を進め、循環型社会の実現を目指します。

さらに、人口減少・少子高齢化により自治体を取り巻く財政環境が厳しさを増す中、持続可能なごみ処理体制の構築を目指します。

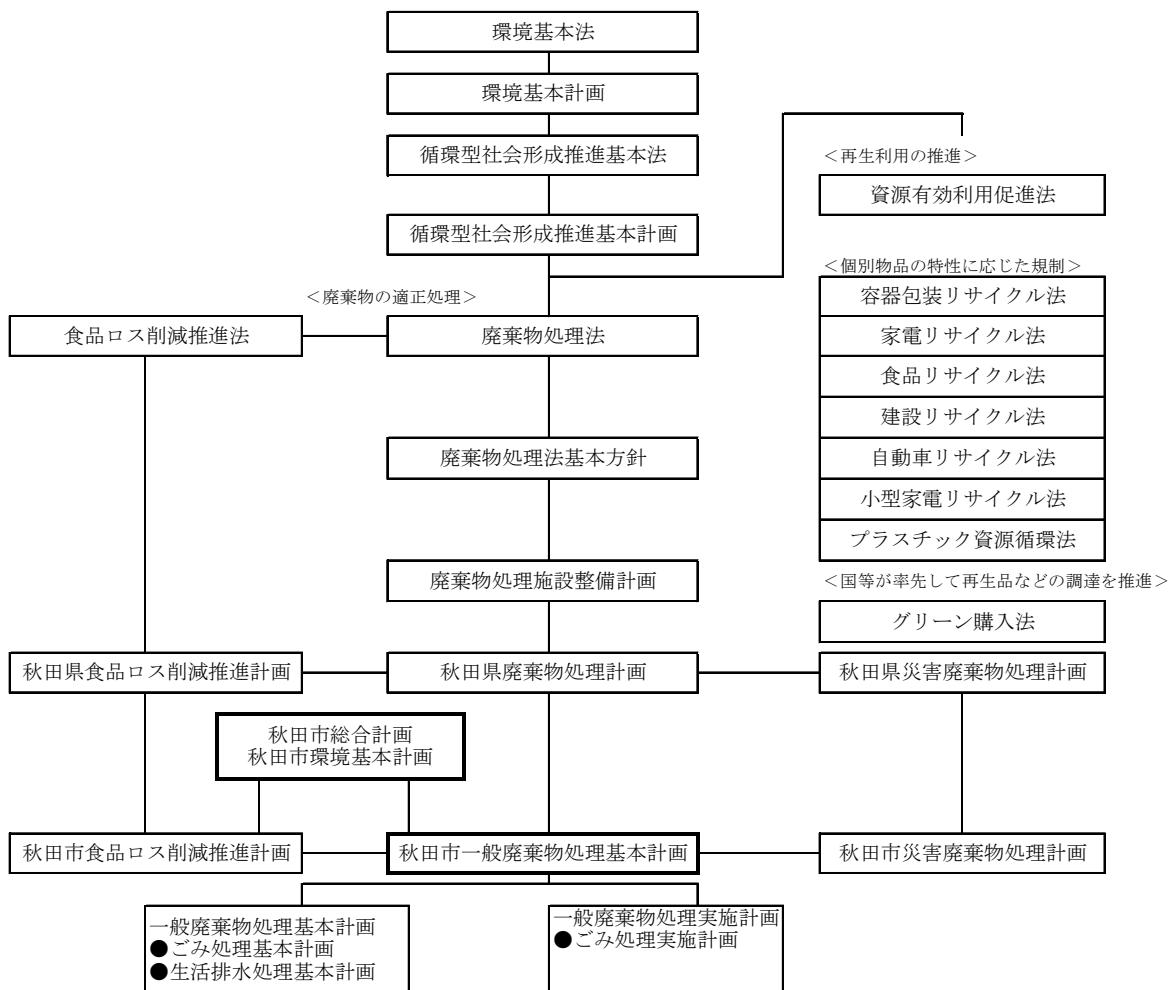


図2-2-1 秋田市一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係図

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) 収集・運搬および処分

ア 収集・運搬

本市で収集するごみの分別区分は、家庭系ごみを「家庭ごみ」「資源化物」「水銀含有ごみ」「粗大ごみ」の4区分とし、そのうち「資源化物」は「金属類、ペットボトル、空きびん、ガス・スプレー缶、空き缶、使用済み乾電池、古紙類、使用済み小型家電」の8種類としています。

なお、古紙類の収集運搬業務については、平成7年度以降、委託とは異なり、市、古紙回収業者、古紙問屋、民間リサイクル業者による協定に基づき収集を行っています。

事業系のごみについては、排出事業者に処理責任があることから、市では収集は行っていません。

表3-1-1 市で収集するごみの分別区分

(令和7年4月1日現在)

分別区分	収集回数	収集対象物	排出方法	収集方法	収集形態
家庭系 資源化物	家庭ごみ	厨芥類および可燃性廃棄物、プラスチック類、陶磁器類、ガラス類、ゴム・皮革類 ※おむつも可	有料指定ごみ袋 (家庭ごみ用・黄色)	ステーション方式 委託 6,749か所	委託51台
		剪定枝	50cm以下に束ねて 1回2束まで		
		刈草・落葉、おむつ	指定ごみ袋 (資源化物用・透明) ※おむつは袋の外側に 「おむつ」と記入		
		町内会等による環境美化によるもの	環境美化ボランティア袋 (ボランティア用・透明)		
	金属類	金属類を50%以上含むものおよび小型家電製品類	指定ごみ袋 (資源化物用・透明)	ステーション方式 委託 6,749か所	委託13台
		ペットボトル	-		
		空きびん	-		
		ガス・スプレー缶	-		
		空き缶	-		
	使用済み 乾電池	筒型乾電池(一次電池)	透明な市販の袋又は資源化物用指定ごみ袋	古紙回収 11台 小型家電回収 3台	水銀含有ごみ 8台
		新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ	紙ひもで結束		
		古紙類	専用ボックスに投入		
	使用済み 小型家電	回収ボックスに入る小型家電製品類			
	水銀含有ごみ	水銀体温計、温度計、血圧計、蛍光管	透明な市販の袋		
	粗大ごみ	家具類、寝具類、遊具類など一辺の長さが50cmを超えるもの	証紙(シール)貼付	戸別有料	委託3台

イ 処分

市の処理施設である総合環境センターに搬入された家庭ごみと事業ごみは、溶融処理されます。このことにより、埋立てられるごみは、既存の焼却炉と比べて10分の1以下となります。また溶融処理により発生するスラグ・メタルについては、すべて再資源化しています。

資源化物のうち、「空き缶」と「ガス・スプレー缶」は、スチールとアルミに選別し、圧縮・成型後に再資源化業者に売却しています。「空きびん」は、リターナブルびんとその他のびんに選別し、リターナブルびんは再使用する事業者に売却、その他のびんについては、圧縮・成型したペットボトルとともに、容器包装リサイクル法の規定に基づき再商品化事業者に引き渡しています。「金属類」は、破碎施設において鉄とアルミを選別し、再資源化事業者に売却しています。「使用済み乾電池」については、民間事業者に処理を委託して再資源化をしています。「使用済み小型家電」は、小型家電リサイクル法に基づき、再資源化事業者に有償で引き渡しています。

「古紙類」については、民間事業者により収集・再資源化が行われており、市の施設に搬入されません。

水銀含有ごみは、水銀を適正に処分することが可能な民間事業者に処理を委託しています。

粗大ごみに含まれる鉄とアルミについては、選別して再資源化事業者に売却しています。木くずやプラスチック類については、溶融処理しています。

表3-1-2 市の処理施設等

(令和7年4月1日現在)

施 設 名 称	処 理 方 式	処 理 能 力	竣 工 年 月
ご み 処 理 施 設	溶融施設	全連続直接高温溶融炉	230t/日×2基 H14.3 増強(H24.3)
	溶融施設付帯施設 (前処理破碎施設)	2軸剪断式	10t/5h H14.3
	最終処分場	管理型	97,000m ³ S54.3(1期工事) H16.3(2期工事)
	水銀含有ごみ分別保管施設	選別	(手選別) H28.11
再 資 源 化 施 設	リサイクルプラザ (空きびん処理施設)	選別	36t/5h H11.3
	リサイクルプラザ (空き缶処理施設)	選別・圧縮	28t/5h H11.3
	リサイクルプラザ (ペットボトル処理施設)	圧縮・梱包	10t/5h H11.3
	第2リサイクルプラザ (金属類回収施設)	2軸剪断破碎・豎型 回転破碎・機械選別	32t/5h H18.9

施 設 名 称	発 電 出 力	竣 工 年 月
秋田市メガソーラー発電所	1,500kW	H25.10



溶融施設



最終処分場



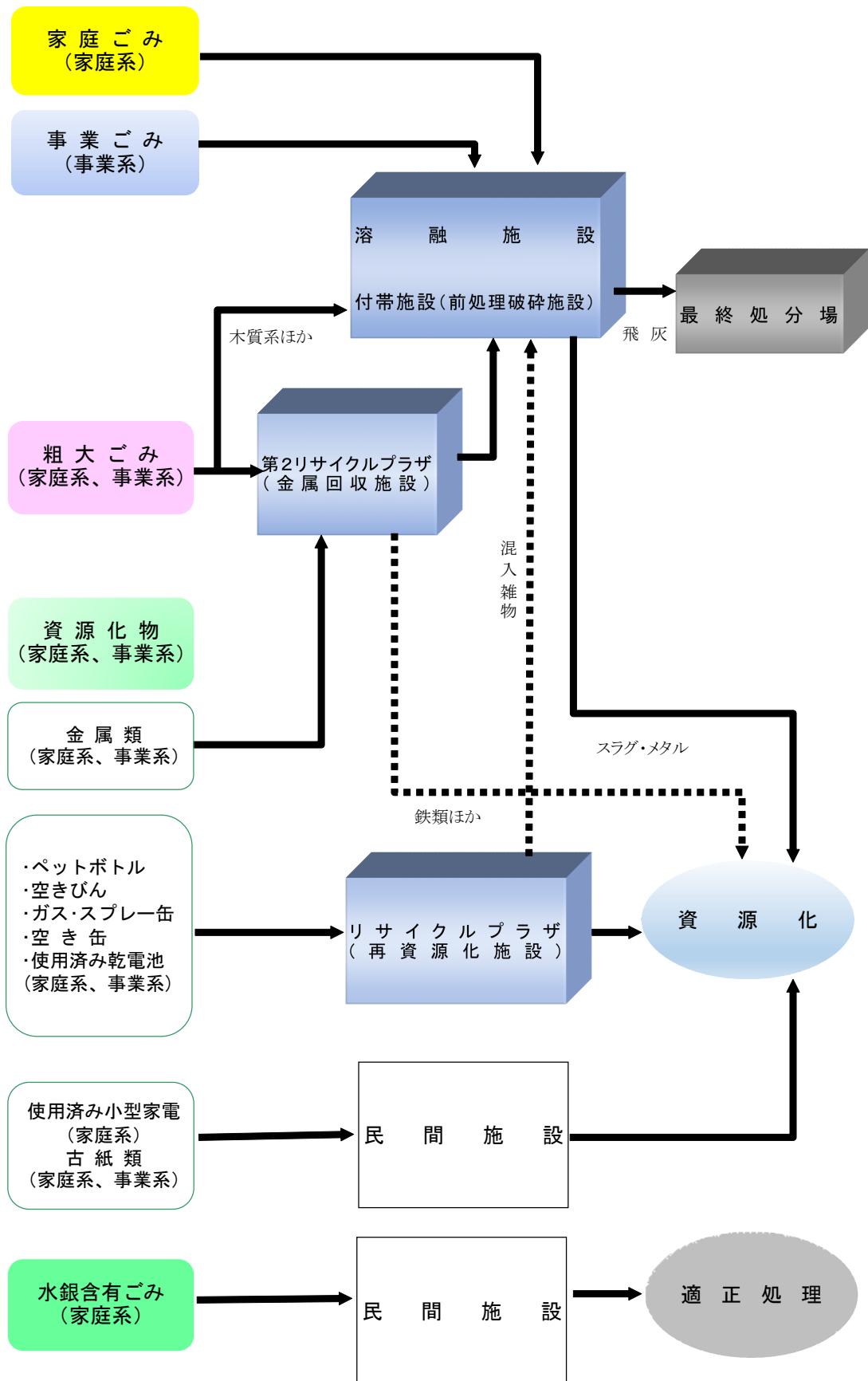
リサイクルプラザ



第2リサイクルプラザ



秋田市メガソーラー発電所



→ 主な処理経路 ····→ 上記以外で生じる資源化物や副産物

図3-1-1 ごみ処理経路図

2 実績

(1) ごみ排出量

平成24年7月から家庭ごみに係る処理手数料を徴収したことにより、家庭ごみは大幅に減少し、現在においても微減傾向にあります。事業ごみについては、平成29年度から、事業所から排出される生ごみを受け入れる民間のリサイクル施設が稼働したこともあり、減少しています。粗大ごみは、若干の増加傾向から減少傾向に転じており、資源化物については、減少傾向にあります。

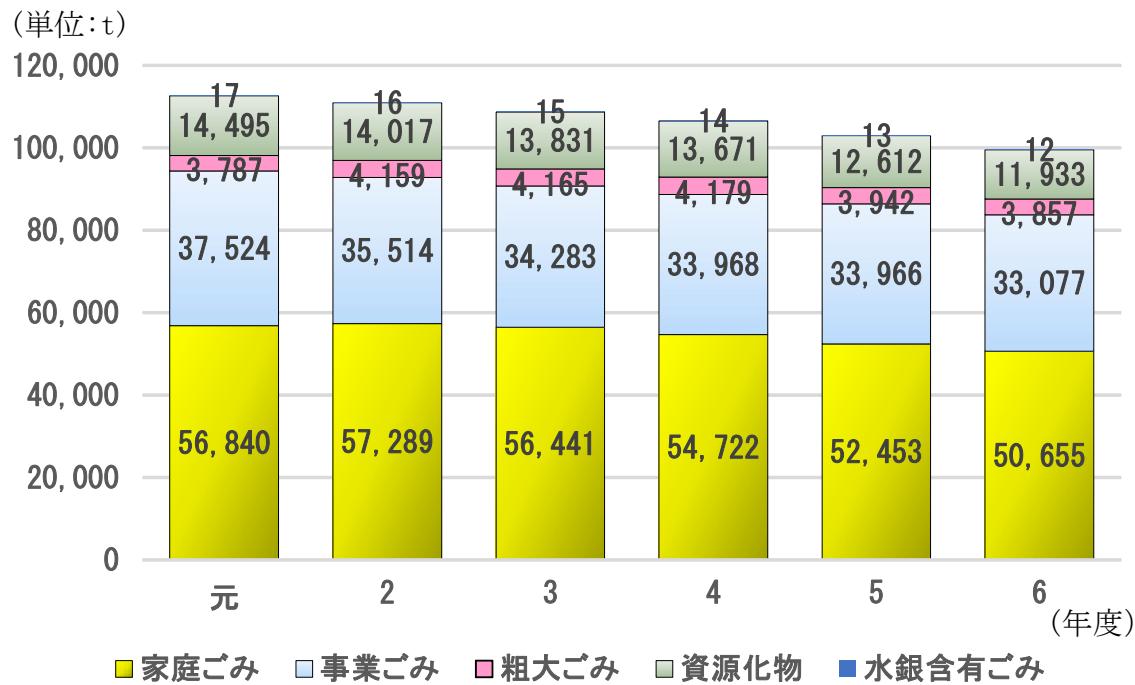


図3-1-2 ごみ排出量（ごみ区分別）

表3-1-3 ごみ排出量（ごみ区分別）

年度	元	2	3	4	5	6
家庭ごみ	56,840	57,289	56,441	54,722	52,453	50,655
事業ごみ	37,524	35,514	34,283	33,968	33,966	33,077
粗大ごみ	3,787	4,159	4,165	4,179	3,942	3,857
資源化物	14,495	14,017	13,831	13,671	12,612	11,933
水銀含有ごみ	17	16	15	14	13	12
ごみ総排出量	112,663	110,995	108,735	106,554	102,986	99,534

※「ごみ総排出量」とは、家庭や事業所から排出されたごみ（公共系ごみ除く）のうち、事業所から直接民間施設に搬入された量を除いたものです。

(2) 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量

家庭系ごみ、事業系ごみのどちらも減少傾向にあり、総排出量のおおむね6割が家庭系ごみ、4割が事業系ごみとなっています。

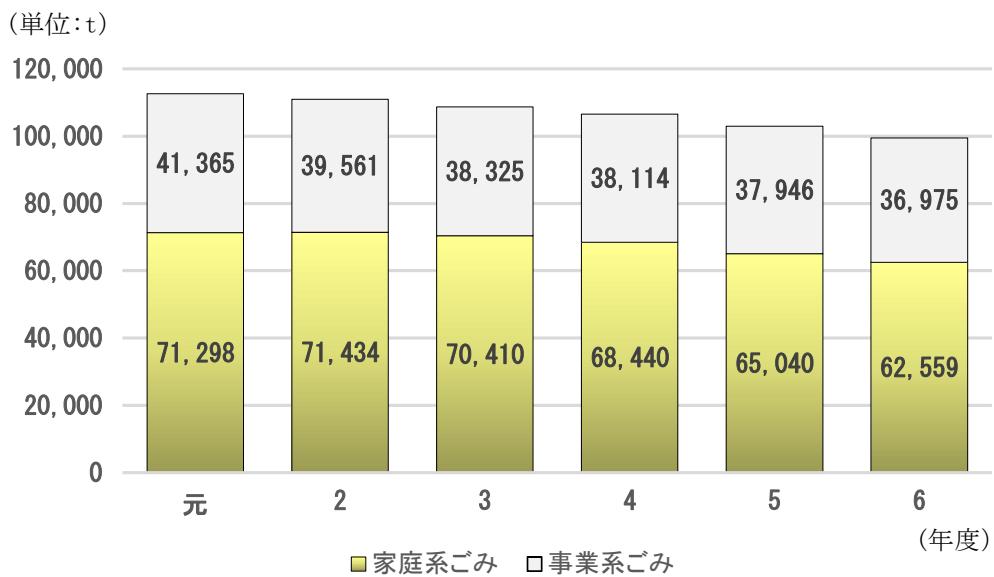


図3-1-3 家庭系・事業系ごみ排出量

表3-1-4 家庭系・事業系ごみ排出量および割合

年度	元	2	3	4	5	6
家庭系ごみ	71,298	71,434	70,410	68,440	65,040	62,559
事業系ごみ	41,365	39,561	38,325	38,114	37,946	36,975
総量	112,663	110,995	108,735	106,554	102,986	99,534
家庭系割合	63.3%	64.4%	64.8%	64.2%	63.2%	62.9%
事業系割合	36.7%	35.6%	35.2%	35.8%	36.8%	37.1%

(単位:g)

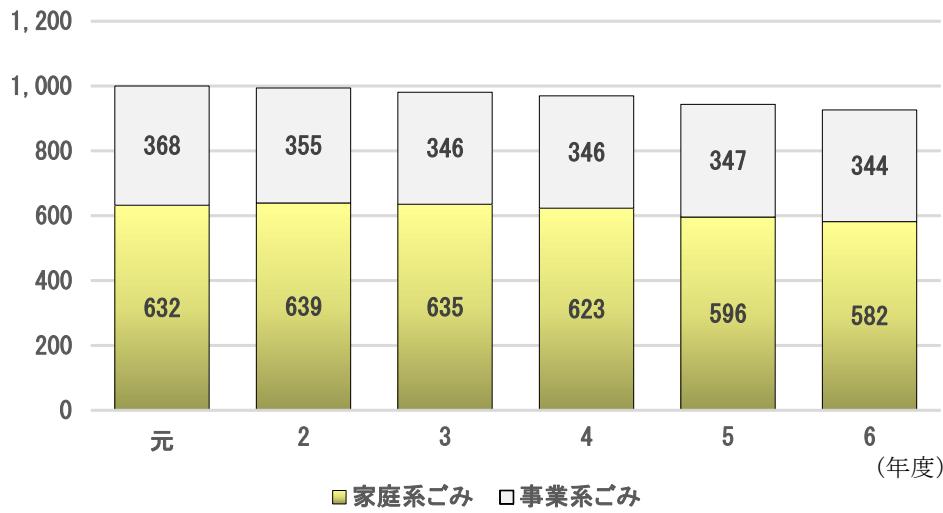


図3-1-4 家庭系・事業系ごみ一人1日当たりの排出量

(3) 一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

一人 1 日当たりの家庭系ごみの総量は減少傾向にあります。

令和元年度から 2 年度にかけて若干増加したものの、令和 3 年度以降は、減少に転じています。

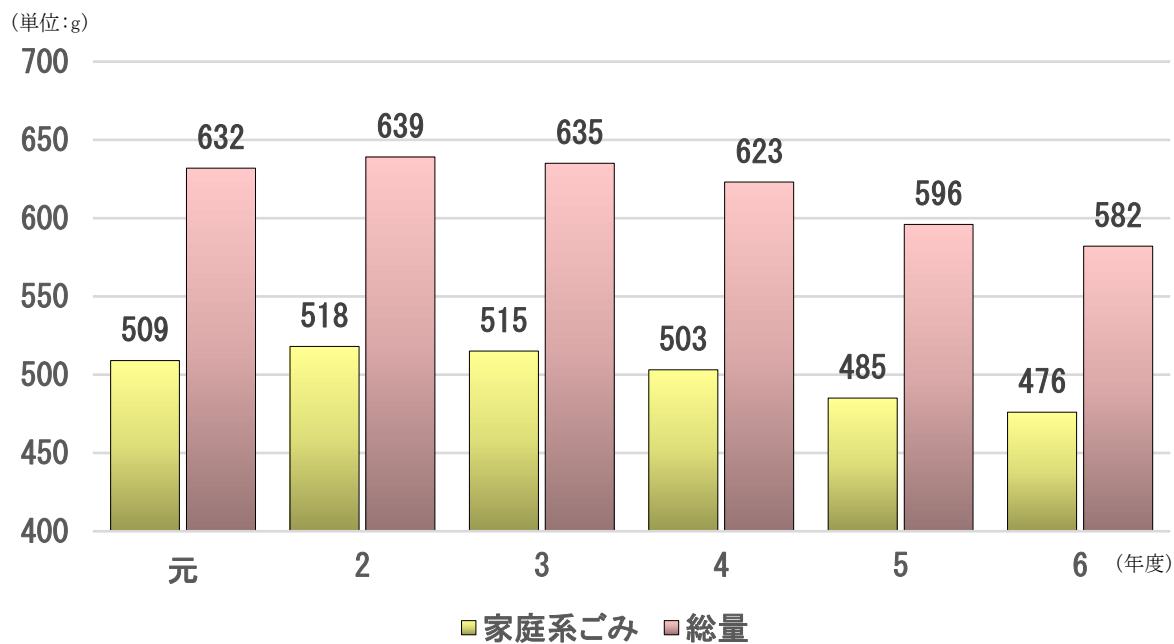


図3-1-5 一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

※「総量」は、家庭から排出される家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物、水銀含有ごみを合わせた量です。

※「家庭系ごみ」は、総量から資源化物および水銀含有ごみを除いたものです。

(4) 家庭ごみ組成調査

本市では家庭ごみの排出実態や組成を明らかにし、ごみの減量化とリサイクルの推進に向けた政策立案の基礎となるデータを得ることを目的として、家庭ごみの組成調査を年4回、季節ごとに実施しています。

家庭ごみの約半分は生ごみとなっており、次にプラスチック類が多くなっています。また、リサイクルされるべき紙も10%程度混入しています。

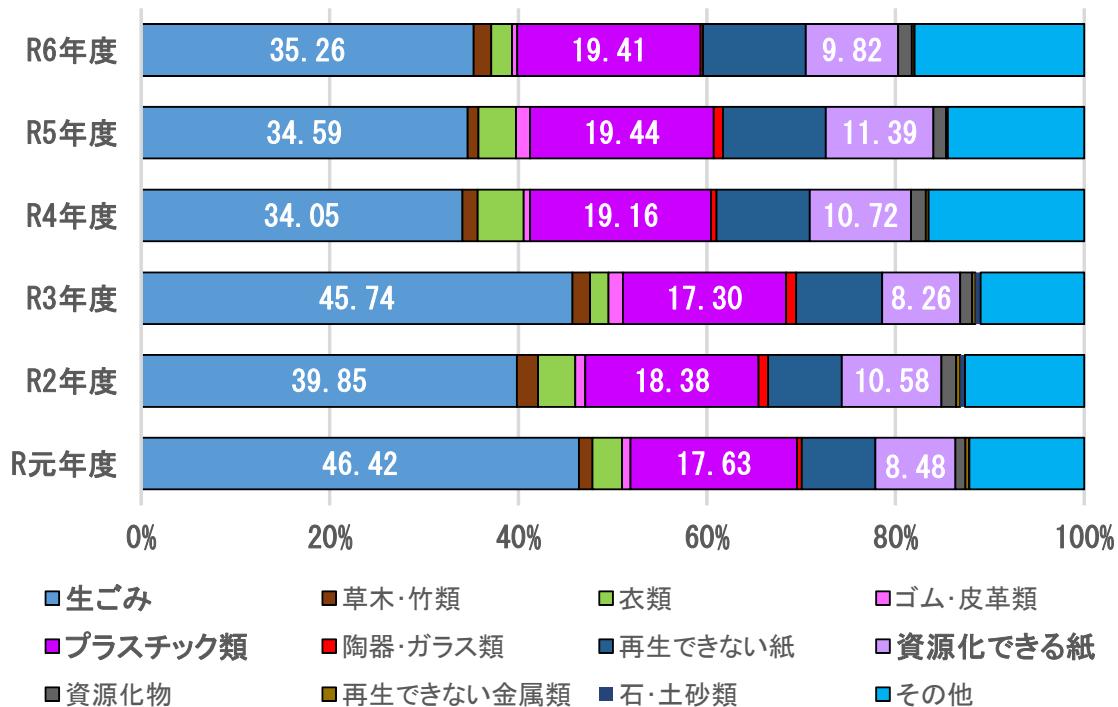


図3-1-6 家庭ごみの組成割合

・「資源化物」とは再生可能な空き缶、空きびん、ペットボトル、金属類のこと

・「その他」は紙おむつ、ぬいぐるみ、繊維片等

(注) 食品ロス実態調査は、令和元年度から実施。

令和6年度実績では、「生ごみ」のうち約35%が食品ロス、「家庭ごみ」のうち約12%が食品ロス

表3-1-5 家庭ごみの組成割合

(単位:%)

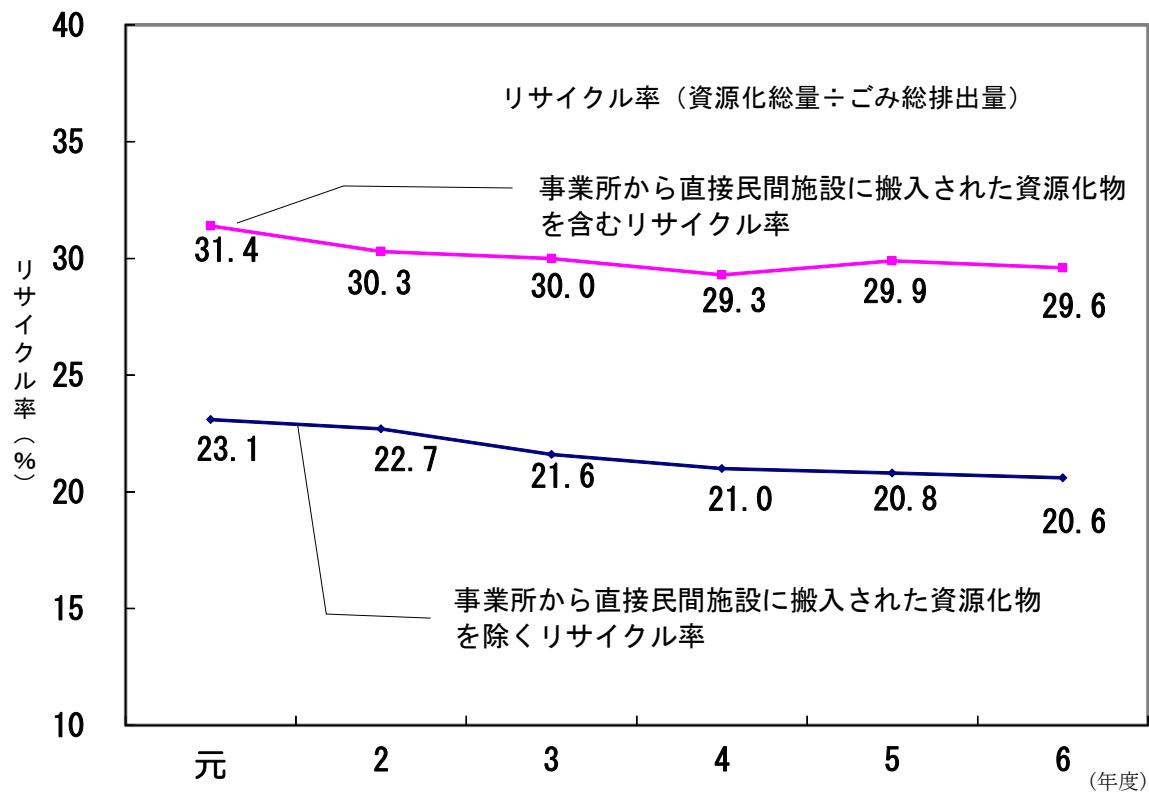
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
生ごみ	46.42	39.85	45.74	34.05	34.59	35.26
草木・竹類	1.46	2.25	1.85	1.62	1.15	1.87
衣類	3.10	3.91	1.98	4.90	4.01	2.22
ゴム・皮革類	0.92	1.08	1.50	0.67	1.47	0.55
プラスチック類	17.63	18.38	17.30	19.16	19.44	19.41
陶器・ガラス類	0.54	1.00	1.09	0.60	1.00	0.27
再生できない紙	7.81	7.81	9.12	9.91	10.90	10.89
資源化できる紙	8.48	10.58	8.26	10.72	11.39	9.82
資源化物	1.04	1.56	1.27	1.56	1.35	1.45
再生できない金属類	0.40	0.43	0.36	0.31	0.14	0.24
石・土砂類	0.04	0.51	0.56	0.00	0.05	0.04
コンクリート類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00
その他	12.16	12.63	10.96	16.5	14.45	17.99

※端数で合計が100にならない場合あり

(5) リサイクル率

事業所から直接民間施設に搬入された資源化物を含むリサイクル率は、減少しています。市が把握できない民間事業者の取組が拡大しており、事業者の取組の拡大について、数値への算入が困難な状態が続いています。

また、事業所から直接民間施設に搬入された資源化物を含まないリサイクル率についても、減少しています。これは、ペーパーレス化等による古紙類の減少に加え、小売業者による消費者からの資源回収・リサイクルの独自の取組等により、本市処理施設に搬入される資源化物が減少していることによります。



(6) 資源化量

ペーパーレス化等により古紙類の排出量が大きく減少していることに加え、本市リサイクルプラザに搬入される資源化物※も減少していること等により、資源化量は全体として減少傾向にあります。

総合環境センターの溶融施設において発生するスラグ・メタルや第2リサイクルプラザ（金属回収施設）での鉄・アルミの回収量については、処理されるごみの量および質により変動します。スラグ・メタルは、ごみ減量による溶融処理量が減っているため減少傾向にあります。

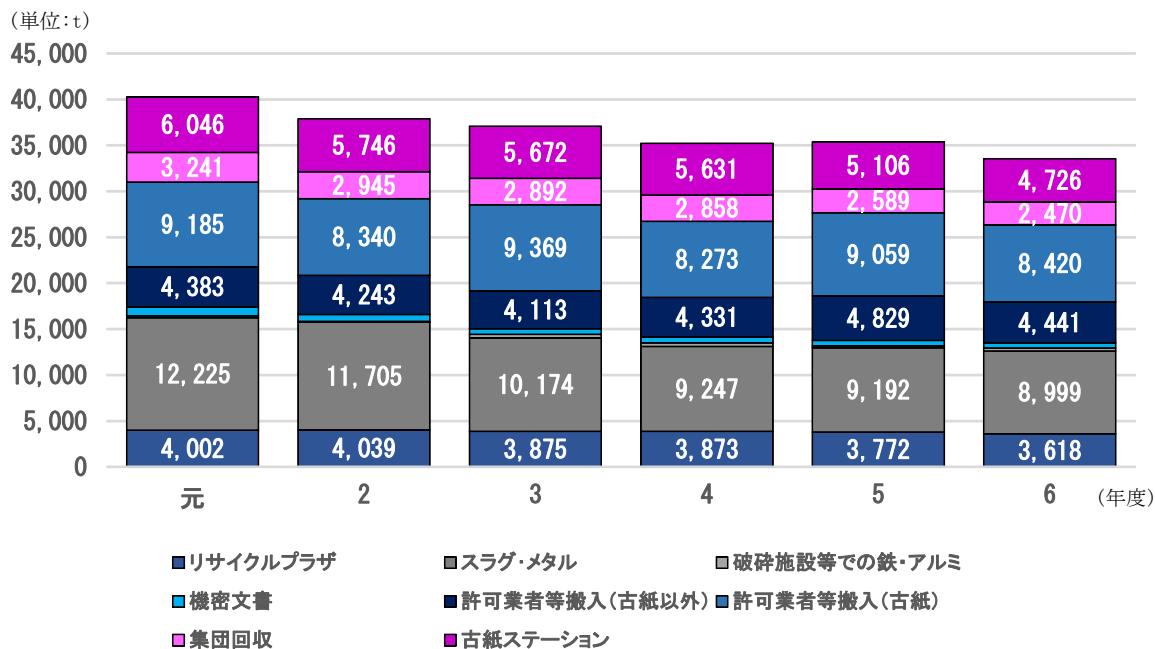


図3-1-8 資源化量

- ※ リサイクルプラザには、空き缶・空きびん・ペットボトル等が搬入されます。
- ※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

表3-1-6 資源化量

	元	2	3	4	5	6
リサイクルプラザ	4,002	4,039	3,875	3,873	3,772	3,618
スラグ・メタル	12,225	11,705	10,174	9,247	9,192	8,999
破碎施設等での鉄・アルミ	214	102	390	387	223	306
機密文書	970	755	596	620	584	567
許可業者等搬入(古紙)	9,185	8,340	9,369	8,273	9,059	8,420
許可業者等搬入(古紙以外)	4,383	4,243	4,113	4,331	4,829	4,441
集団回収	3,241	2,945	2,892	2,858	2,589	2,470
古紙ステーション	6,046	5,746	5,672	5,631	5,106	4,726
合計	40,266	37,875	37,081	35,220	35,354	33,547

(7) 発電量

本市では、平成14年4月から導入した溶融炉で、熱回収を行い、発電しています。

発電量は、施設の稼働状況や、ごみの処理量や種類によって変動します。

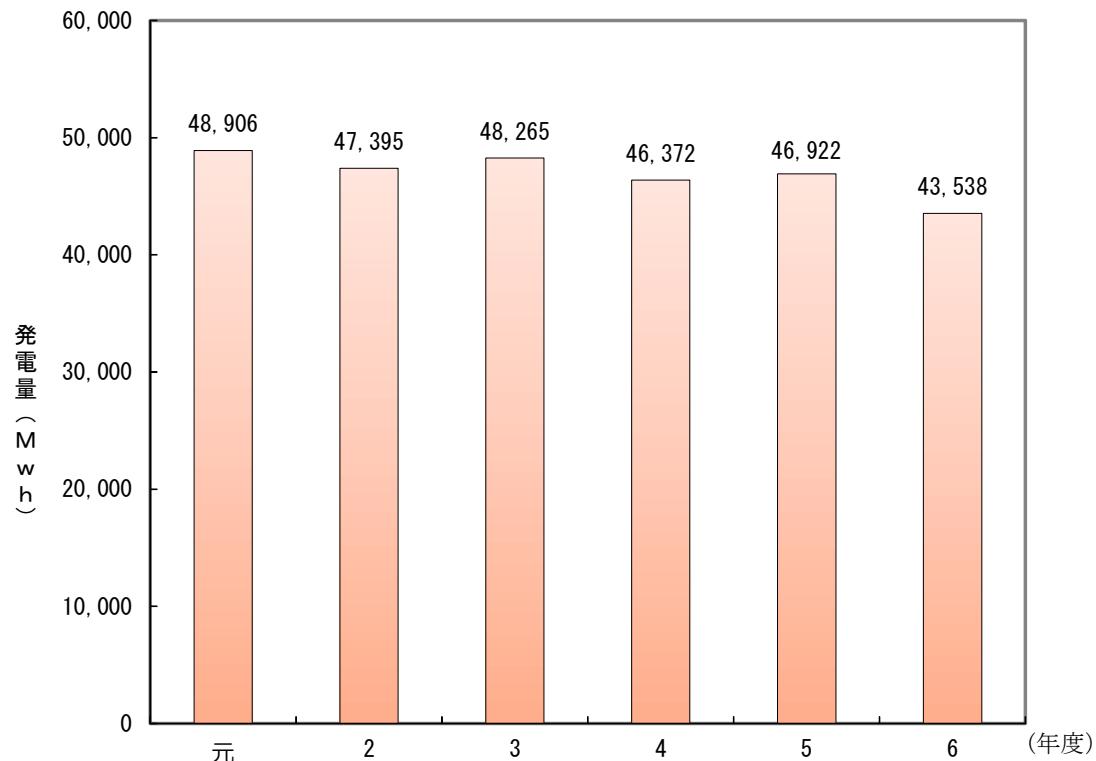


図3-1-9 発電量

(8) 最終処分量

平成14年度から溶融炉を導入したことにより、従来の焼却炉での処理と比べ最終処分量は大きく減少しました。

また、ここ数年は、一定の範囲で増減を繰り返していますが、最終処分場には限りがあるため、最終処分量を減らす取組が必要になります。

なお、平成16年に整備した埋立地は、これまでの最終処分量の実績から残余年数を推定すると、今後、17年程度使用可能の見込みとなっています。

(単位:t)

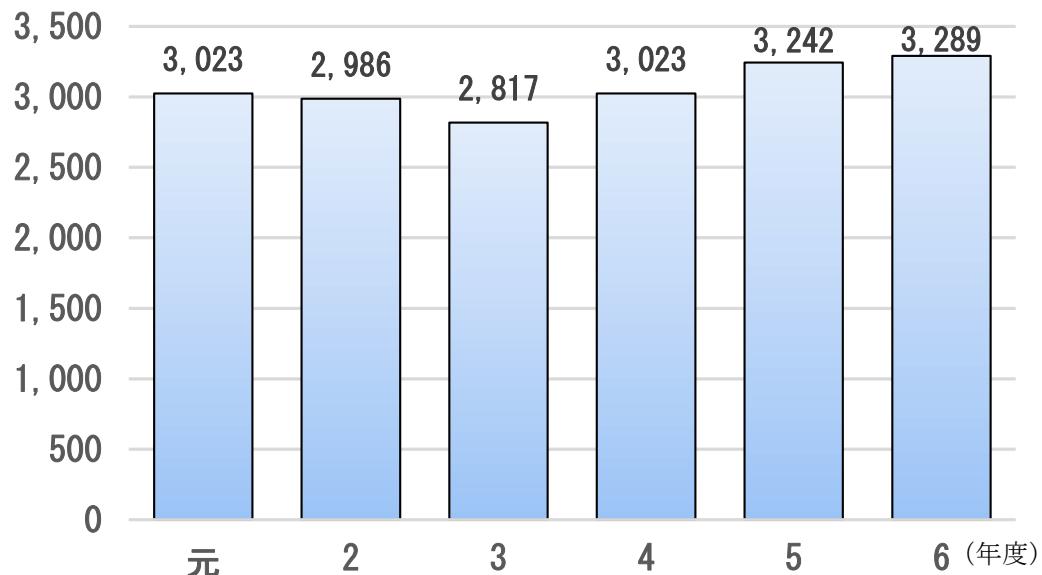


図3-1-10 最終処分量

(9) ごみ処理経費

処理されるごみ量の減少により、燃料の使用量は確実に減っているものの、燃料単価および労務単価の上昇に伴う委託料の増により、ごみ処理に係る経費は増加傾向にあります。

なお、1 t 当たりのごみ処理経費については、令和6年度で28,601円となり、年々上昇しています。

(単位:千円)

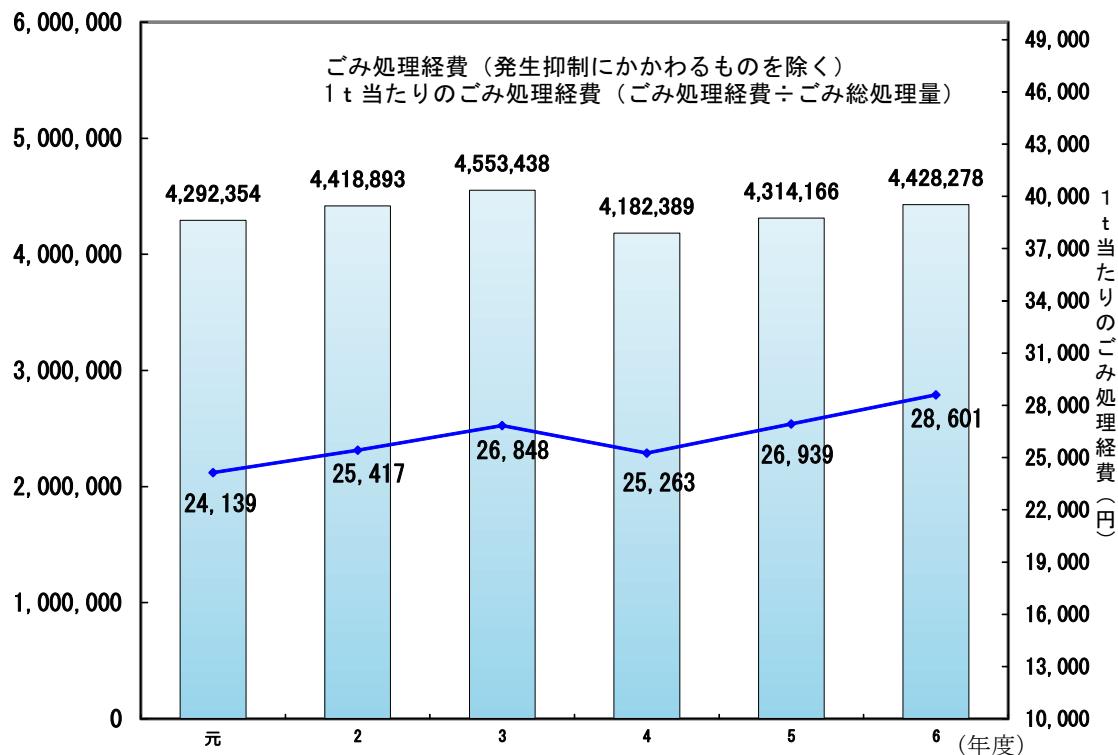


図3-1-11 ごみ処理経費と1 t当たりのごみ処理経費

※「ごみ総処理量」とは、総合環境センターで処理したごみの総量です。

※ごみ総処理量

令和元年度	177,815t
令和2年度	173,857t
令和3年度	169,601t
令和4年度	165,551t
令和5年度	160,143t
令和6年度	154,831t

3 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状を踏まえ、(1)ごみの発生抑制、(2)分別・リユース・リサイクル、(3)収集・運搬、(4)中間処理・最終処分の4つの観点から、直面している課題を整理していきます。

(1) ごみの発生抑制

家庭系ごみについては、家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物および水銀含有ごみのうち、排出量の約8割を占める「家庭ごみ」を平成24年7月以降有料で処理しており、その効果と市民の努力により、一人1日当たりの排出量は減少しております、今後もその発生抑制を進める必要があります。

また、本市のごみの組成調査の結果から、家庭ごみの約12%が国民運動として対策に取り組んでいる食品ロスであり、本市では、令和5年3月に秋田市食品ロス削減推進計画を策定し、その削減に向け施策を強化しています。

持続可能な社会を構築していくためには、家庭ごみを有料で処理することによる経済的動機付けを維持しつつ、食べ残し等に起因する食品ロスや一度使用した後にその役目を終えるレジ袋などの代替可能なプラスチック製品等の発生抑制の取組と、製品をできる限り長く使用するといった意識の醸成を図る取組を一体的に進め、家庭系ごみの発生抑制を進めていく必要があります。

事業系ごみについては、引き続き、ごみを多量に排出する事業者から廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求め、事業者自らがごみになりにくい製品を選択することや加工・販売工程を工夫するなどの排出抑制に努めるよう促すほか、新たに、それぞれの業種に応じた減量の指導・助言を行うことにより、一層の減量を図る必要があります。

なお、ごみの出ないライフスタイルやごみ減量の事業活動を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの果たすべき役割に、主体的に取組み、連携を深めながらごみ減量を進めていこうとする環境づくりが大切です。

(2) 分別・リユース・リサイクル

循環型社会を形成する上で、リユースの取組は重要です。フリマアプリや民間リユースショップの普及により、多種多様な製品の再利用が身近になっています。市民に対して、こうしたサービスの利用呼びかけのほか、リターナブルびんを繰り返し使用することに代表される従来から慣れ親しんでいるリサイクル行動を、引き続き推奨していく必要があります。

また、家庭ごみの中の約10%が資源化が可能な紙となっており、これらが適正に分別されるよう、排出利便性の向上に資する小売業者による古紙の回収・リサイクルの取り組みと併せ、周知啓発する必要があります。

事業所から排出される生ごみについては、民間のリサイクル施設を活用するよう促し、資源化を推進していく必要があります。

現在、令和4年のプラスチック資源循環法の施行により、国全体でプラスチ

ック資源循環の取組を進めていますが、本市においても、現在家庭ごみに混ぜて排出されている「プラスチックごみ」の分別収集を、新たな処理施設が稼働する令和17年度にあわせて、実施することとしています。

今後、プラスチックごみの分別収集を実施するに当たって、市民へ与える負担を十分考慮した上で、分別基準の策定、収集方法、リサイクルルートなどについて、具体的な検討を進める必要があります。

(3) 収集・運搬

家庭系ごみは減少傾向にありますが、各地域におけるごみ集積所の設置数は緩やかながら増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、収集運搬業務の効率性を確保するほか、人口減少による担い手不足が想定される中でも、適正な収集体制を維持する必要があります。

(4) 中間処理・最終処分

本市の中間処理施設であるリサイクルプラザは平成11年に、溶融施設は14年に、第2リサイクルプラザは18年に竣工しており、いずれも長期間稼働しています。そのため、今後の建替を見据え、施設の保全・延命化を定めた一般廃棄物処理施設整備計画を令和7年3月に策定し、今後は、この計画を踏まえ、新処理施設の建設を進めていくこととしています。

また、施設の建替・改修には、多額の経費を要することから、家庭ごみに係る処理手数料収入について規定の額を、引き続き施設整備のため基金へ積み立てる必要があります。

最終処分場については、今後17年程度使用可能な容量を確保していますが、埋立てできる量には限りがあることから、ごみの減量を進め、埋立量の削減を図る必要があります。

また、災害により発生する災害廃棄物は、日常生活から発生するごみの量、質とは大きく異なり、短期間に大量に発生するため、生活環境の悪化を防ぐため、迅速な処理が求められます。

一般廃棄物の処理に課題を抱える自治体への協力については、地域への影響に配慮しながら、施設の余剰能力の有効活用とごみ処理施設運営費の負担軽減の観点から、個別の調整を経て、適正処理に向け検討を進める必要があります。

第2節 基本理念・基本方針

こうした課題を踏まえ、本計画でのごみ処理の基本理念・基本方針を次のとおりとします。

1 ごみ処理の基本理念

市民・事業者・市が適切な役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築するため、資源循環の取組を進め、環境への負荷を低減することで、将来の質の高い暮らしの実現に向け、協働で取り組みます。

ごみ処理については、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により一般廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物を適正に処理します。

また、国の示す廃棄物処理指針に基づき、ごみ減量のための施策である3Rを継続しながら、より優先順位の高い2Rを推進するよう努めます。

また、資源循環への対応は、気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決にもつながります。

そこで、持続可能な循環型社会の実現を目指し、市民・事業者・市が適切な役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築するため、資源循環の取組を進め、環境への負荷を低減することで、将来の質の高い暮らしの実現に向け、協働で取組むこととします。

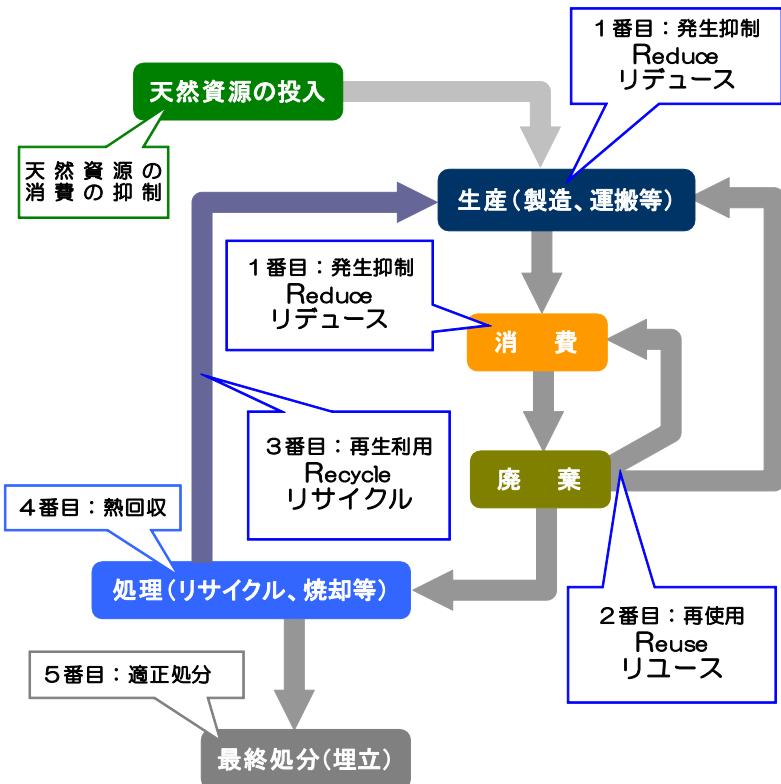


図3-2-1 循環型社会の概念図

2 ごみ処理の基本方針

(1) 環境負荷を低減するためのごみの発生抑制

ごみ問題解決の第一歩は、製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生が抑制される等の仕組みに転換することが重要です。

生産段階においては、修理体制の確保等を含めた長期間使用できる製品の開発等、流通段階においては、計画的な仕入れや簡易包装の実施等、消費段階においては、食べ残しをしない等、廃棄段階においては、リユースショップの利用や適正分別など、各段階ごとに、ごみの発生抑制等の取組を促します。

特に国を挙げて取り組んでいる食品ロスについては、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に定める流通段階における需要予測の高度化や世帯人数の減に対応したバラ売り・量り売り等の促進、消費段階における市民への食品の使い切り等の啓発を実施することにより、その発生抑制を促します。

また、国全体で資源循環の取組を強化しているプラスチックごみについては、消費段階においてマイバッグ・マイボトルの啓発を実施することにより、一度使用した後にその役目を終えるプラスチック製品の発生抑制を促し、プラスチックへの関心を高める取組を進めます。

上記に加え、市民一人ひとりがごみの発生を抑制（リデュース）すること、繰り返し使うこと（リユース）を第一に考え、「不要なものを貰わない、買わない。そして製品を長く使用することにより、できるだけごみを出さない。」というライフスタイルを徹底し、それを社会全体へと波及させるよう推進していきます。

ア ライフサイクル全体での発生抑制等の推進

イ 廃棄型から循環型へ、ライフスタイルの変革の推進

(2) 持続可能な循環型処理システムの構築

ごみの発生や排出を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）を促進したうえで排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）による資源循環と溶融施設での廃棄物発電による熱回収で有効活用するとともに、平時有事を問わず適正処理を確保します。

また、化石燃料の使用抑制を図るため、バイオマスチップの利用に加え、脱炭素社会の形成に資する国のエネルギー政策などの動向を注視しながら、本市のごみ処理システムの実情に合った技術の導入を検討するなど循環型処理システムの構築を図っていきます。

最終処分場については、残余年数の延命化に努めてまいります。

施設の整備にあたっては、地域全体での持続可能なごみ処理を実現させるため、ごみ処理の広域化を進めます。

また、プラスチックごみの分別収集の確実な実施を目指します。

ア ごみ処理施設における資源化や廃棄物発電などの高度利用

イ 広域的な処理に向けた施設整備やプラスチック分別収集準備事業の実施

(3) 市民・事業者に対する環境教育や情報発信の充実

市民や事業者に対しごみの減量化に関する意識を育むことや、循環型社会の形成を促進するため、テレビ・ラジオの市政番組や広報あきたでの啓発のほか、社会や地域、学校などを通じ、環境学習副読本の活用やごみ処理施設見学など環境教育に取り組んでいきます。また情報発信にあたっては、SNSやA I等の伝達効果が高い最新の技術を活用しながら、効率的な情報提供に努めます。

3 廃棄物処理施設の整備計画

廃棄物を安定的、継続的に処理するため、一般廃棄物処理施設整備計画を策定し、適正処理を確保しています。

- (1) 溶融施設および第2リサイクルプラザについては、令和17年度の新たな処理施設の稼働開始を目指し準備を進めています。
 - (2) リサイクルプラザは、令和6年度から8年度まで改修を行っています。
 - (3) 排水処理施設（最終処分場）は、令和13年度から16年度まで延命化工事を予定しています。

表3-2-1 一般廃棄物処理施設の施設整備計画

4 それぞれの役割

市民の役割

3R活動の実践

- ・リデュース、リユース、リサイクルの3R活動を実践し、やむを得ず廃棄する場合も適正な処理に協力します。

循環型社会づくりの担い手としての活動

- ・循環型社会づくりの担い手として、より環境負荷の少ない、資源循環が徹底された、豊かなライフスタイルへの転換を進めます。

事業者とともに環境配慮行動を推進

- ・廃棄物の排出の少ない商品やリサイクルされやすい商品を選択することや、食品ロス削減につながる「てまえどり」などの実践により、こうした取組に積極的な事業者を応援するなど環境配慮行動を進めます。

事業者の役割

2Rの実践とごみの適正処理

- ・2R（リデュース・リユース）に積極的に取り組み、ごみを出さない事業活動に努めるとともに、発生したごみは、自己処理責任の原則のもと適正に処理します。

事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環の促進

- ・資源確保、生産、流通、使用などのライフサイクル全体で資源循環が促進されるよう、枯渇性資源の利用抑制、環境配慮設計、廃棄物回収体制などの構築を推し進めます。

環境配慮設計や再生材の利用率向上で消費者の選択肢の拡充

- ・市民である消費者が環境に配慮した商品を選択できるよう製造・販売に努め、こうした情報を積極的に発信することで環境配慮行動を促します。

市の役割

安全で効率的な収集・運搬および適正な処分

- ・収集・運搬および処分における環境への負荷低減に努め、処理責任を果たします。安全かつ効率的な事業運営の構築を進めます。

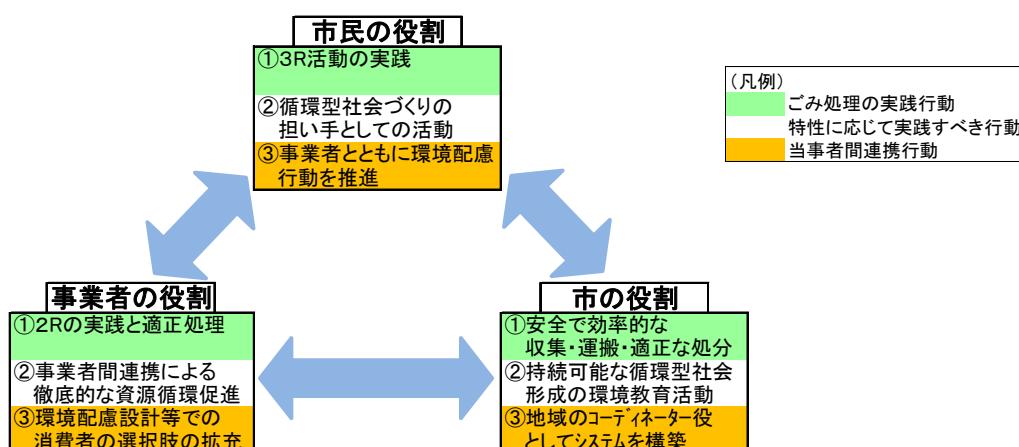
持続可能な循環型社会を形成するための環境教育活動

- ・ごみ処理に限らず、脱炭素社会の実現を目指し環境教育を充実させます。

地域のコーディネーター役として地域の資源循環システムを構築

- ・事業者・市民に環境配慮行動が広く波及するよう、分別・リサイクルの情報提供や調整を行い、地域の資源循環システムの構築を進めます。

図3-2-2 市民・事業者・市の役割関係図



第3節 ごみの排出量の推計

1 ごみ排出量の推計

(1) 将来人口

将来人口については、上位計画である秋田市総合計画との整合を図り、国立社会保障・人口問題研究所の推計を用いています。

世帯数については、住民基本台帳をもとに推計しています。

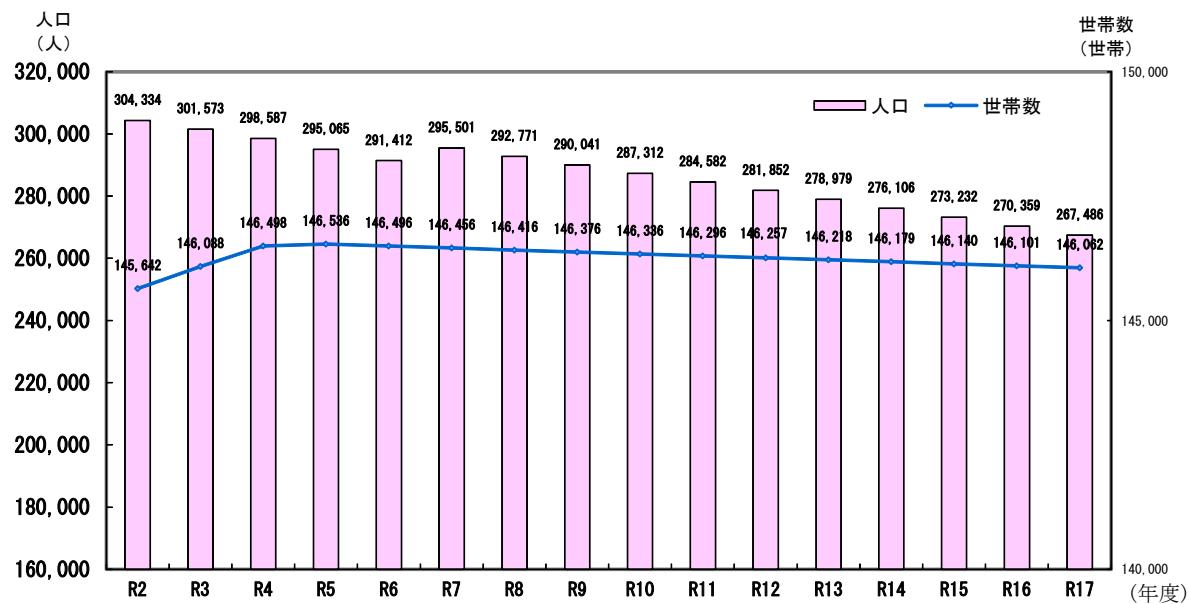


図3-3-1-1 将来人口・世帯数推計

表3-3-1-1 将来人口・世帯数推計

年度	2	3	4	5	6
	【実績値】				
人口(人)	304,334	301,573	298,587	295,065	291,412
世帯(数)	145,642	146,088	146,498	146,536	146,496

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	【推計値】										
人口(人)	295,501	292,771	290,041	287,312	284,582	281,852	278,979	276,106	273,232	270,359	267,486
世帯(数)	146,456	146,416	146,376	146,336	146,296	146,257	146,218	146,179	146,140	146,101	146,062

(2) ごみ排出量

ごみ排出量については、直近の排出量である令和6年度実績に、上記推計人口の変動率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{将来のごみ排出量}} = \boxed{\text{直近の排出量}} \times \boxed{\text{人口変動率}}$$

(3) ごみの区分別の排出量

ごみの排出量の推計は、本市の中間処理施設および最終処分場を設計する際の参考資料の一つとなるものであり、事業所等から直接民間施設に搬入され、処分される量は除きます。

表3-3-1-2 ごみ区分別排出量推計

年度	元	2	3	4	5	6	(単位:t)	
	【実績値】							
家庭ごみ	56,840	57,289	56,441	54,722	52,453	50,655		
事業ごみ	37,524	35,514	34,283	33,968	33,966	33,077		
粗大ごみ	3,787	4,159	4,165	4,179	3,942	3,857		
資源化物	空きびん 空き缶 古紙 ペットボトル 金属類 ガス・スプレー缶 使用済み乾電池 使用済み小型家電	2,512 1,039 9,234 1,092 580 2 13 23	2,498 1,069 8,639 1,116 649 2 16 28	2,451 1,040 8,509 1,186 599 5 17 24	2,432 986 8,432 1,194 559 22 15 31	2,299 925 7,636 1,176 514 22 15 25	2,198 886 7,131 1,174 475 19 20 30	
	小計	14,495	14,017	13,831	13,671	12,612	11,933	
水銀含有ごみ	17	16	15	14	13	12		
合計	112,663	110,995	108,735	106,554	102,986	99,534		

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
	【推計値】											
家庭ごみ	50,635	50,891	50,417	49,942	49,468	48,993	48,494	47,994	47,495	46,995		
事業ごみ	33,064	33,231	32,921	32,612	32,302	31,992	31,666	31,340	31,013	30,687		
粗大ごみ	3,855	3,875	3,839	3,803	3,767	3,730	3,692	3,654	3,616	3,578		
資源化物	空きびん 空き缶 古紙 ペットボトル 金属類 ガス・スプレー缶 使用済み乾電池 使用済み小型家電	2,197 886 7,128 1,174 475 19 20 30	2,208 890 7,164 1,179 477 19 20 30	2,188 882 7,097 1,168 473 19 20 30	2,167 874 7,031 1,157 468 19 20 30	2,146 865 6,964 1,146 464 19 20 29	2,126 857 6,897 1,135 459 18 19 29	2,104 848 6,827 1,124 455 18 19 29	2,083 839 6,756 1,112 450 18 19 28	2,061 831 6,686 1,101 445 18 19 28	2,039 822 6,616 1,089 441 18 19 28	
	小計	11,928	11,989	11,877	11,765	11,653	11,542	11,424	11,306	11,189	11,071	
水銀含有ごみ	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	
合計	99,495	99,998	99,066	98,134	97,201	96,269	95,287	94,306	93,324	92,343		

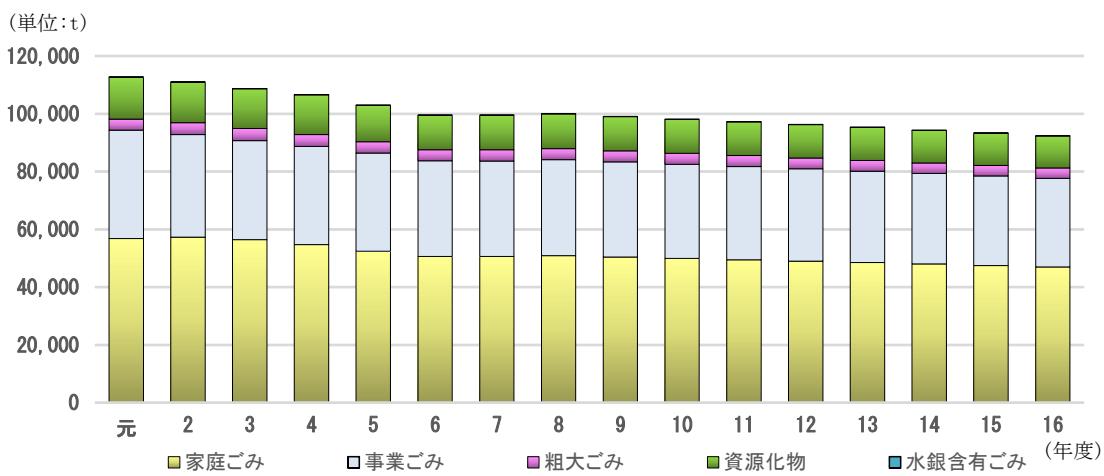


図3-3-1-2 ごみ区分別排出量推計

※ごみ排出量は、将来人口の推計から算出したものです。

コラム 基本理念・基本方針・個別施策と数値目標の関係

基本理念（30頁参照）の実現を目指し、基本方針に基づく、個別の施策を実施します。

個別施策の実施に当たっては、廃棄物処理施設の現況（32頁）や将来人口等に基づくごみ排出量の推計（34頁）による前提条件を踏まえた上で、適切な事業を選択します。

その際に、基本理念として目指す姿が、その時点において達成されているかどうかについて、本計画では数値目標を設定します。

また、市民・事業者・市は、基本理念の実現を目指し、それぞれの役割（33頁）を果たし、行動を実践することとします。

市は、率先して行動を実践するほか、市民・事業者の行動を推し進めるため積極的に個別施策を展開し、協働で取り組みます。

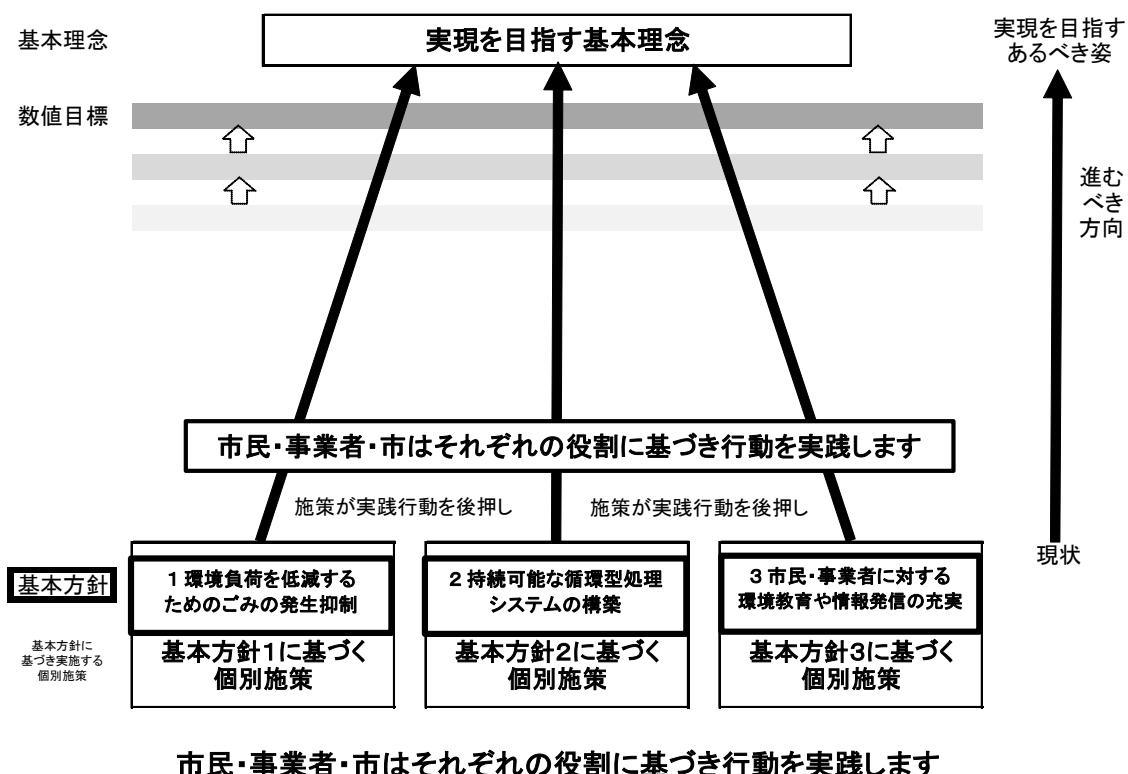


図3-4-1 基本理念・基本方針・数値目標・個別施策関係図

第4節 数値目標等

1 数値目標・管理指標・取組指標と個別施策の関係

定性的な基本理念の実現に向け、達成を目指す定量化された「数値目標」については、それぞれの指標に、その指標が達成すべき方向に進んでいるかを確認するための「管理指標」を設定します。

管理指標が達成すべき方向（値の減少）に進んでいれば、原則として数値目標も達成に向かって進んでいくと考えられ、全体の取組の妥当性や進捗把握の目安となります。このように数値目標および管理指標は、それぞれ相互に関連しあいながら、目標達成に向けた時点ごとの現状を明らかにすることができます。

また、数値目標および管理指標は、基本方針に基づき実施する個別施策の効果を評価するための指標であり、これらが目標達成に向けて進んでいない場合は、個別施策の見直しを進める契機となります。

さらに、基本理念の実現を目指した取組が進んでいるか確認するための指標として、「取組指標」を設定することとします。

取組指標は、個別施策を進めることにより、その効果が現れる指標ですが、社会情勢等の外部要因により指標値に影響が出る指標でもあり、個別施策の評価へ、一定の影響があるものとします。

2 数値目標・管理指標

前計画で設定した排出量の目標は、いずれも達成したことから、基本理念の実現を目指し、さらなる減量に取り組むこととし、令和16年(2034年)度までの新たな目標を設定することとします。

(1) 一人1日当たりのごみ排出量（公共系、事業系ごみの民間施設搬入分除く）

前計画の目標値は、平成25年度比10%減とする約980 gとしていましたが、目標を達成する926 gとなりました。

引き続き、家庭系や事業系、資源化物を問わず徹底したごみの発生抑制を進める必要があることから、以下の目標を設定し、早期の達成を目指します。

【数値目標】

**一人1日当たりのごみ排出量
(公共系および事業系ごみの民間施設搬入分を除く)**
令和6年度比 約10%削減
(926 g → 833 g)

また、脱炭素化を進めるため、溶融処理されるごみ量の一人1日当たりの状況把握を進め、本数値目標の進捗を管理する指標として、排出量ベースの一人1日当たりのごみ溶融量（家庭ごみ排出量+事業ごみ排出量）を採用します。

【管理指標】

**一人1日当たりのごみ溶融量
(家庭ごみおよび事業ごみ排出量ベース)**
令和6年度比約10%削減
(779 g → 700 g)

(2) 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物、水銀含有ごみを除く）

前計画の目標値は、平成25年度比約10%減とする約480 gとしていましたが、実績値は476 gと目標を達成しました。

今後は、家庭ごみに、①まだ削減可能な食品ロスが12%含まれていること、また②資源化が可能な紙が約10%含まれていることから、最終年度までにこれら（①②）を半減させることとし、さらには、③約19%含まれるプラスチックごみの発生抑制を進めることを目指します。

①②③を達成することで到達できる水準である令和6年度比12%削減の420 gを目標として設定します。

【数値目標】

**一人1日当たりの家庭系ごみ排出量
(資源化物および水銀含有ごみを除く)**
令和6年度比 約12%削減
(476 g → 420 g)

また、管理指標として秋田市食品ロス削減推進計画で定める令和12年(2030)度までの一人1日当たり家庭系食品ロスの目標値を、上記目標と整合を図り、見直し、以下のとおりとします。

【管理指標】

一人1日当たり家庭系食品ロス量
令和5年度比 約20%削減
令和5年度 50.6 g → 40.0g(令和12年度まで)

(3) 事業系ごみ排出量（資源化物を除く）

前計画の目標値である平成25年度比約10%減の約41,000 tは早期に達成したことから、さらに上積みした17%減の約38,000tへ目標値を変更しました。令和6年度実績値は、その目標を達成する36,444 tとなりました。

今後も、目標値は、当初と同様の減少幅により令和6年度実績比約10%減とする32,800tとします。

なお、事業系ごみ排出量は、景気動向や新規立地事業者の影響が想定されることから、この点に留意した進捗管理が必要です。

【数値目標】
**事業系ごみ排出量
(資源化物および公共系ごみを除く)**
令和6年度比 約10%削減
(36,444 t → 32,800 t)

また、管理指標として秋田市食品ロス削減推進計画で定める令和12年(2030)度までの事業系食品ロス発生量の目標値を見直し、国が令和7年3月に目標値をさらに10%減らしたこと等と整合を図り、以下のとおりとします。

【管理指標】
事業系食品ロス量
令和5年度比 約10%削減
令和5年度 2,633 t → 約2,350 t (令和12年度まで)

3 取組指標

(1) リサイクル率

前計画の目標値を約38%としていたリサイクル率は、目標値を下回り、令和6年度実績は、29.6%にとどまりました。

分析の結果、新聞・雑誌の同期間中の流通量が半減したことが原因と見られます。

こうしたことにより、本市の古紙排出量が目標設定時から令和6年度実績までに約半減したことは、施策外の要因であると評価します。

今後も、ペーパーレスの加速という社会情勢が今後も想定されることから、リサイクル率については、状況を深く分析しつつ、資源化を進める取組の重要性は変わらないことから、進捗を確認する取組指標とします。

【取組指標】
**リサイクル率
(民間施設搬入分を含む)**
30.1%
29.6% → 30.1%

(2) 最終処分量

最終処分量については、ごみ組成等に影響を受けることを考慮し、令和8年度以降も、令和6年度実績である3,289 tから、約10%削減することを取組指標と定めます。

【取組指標】
**最終処分量
(公共系を除く)**
令和6年度比 約10%削減

■ 数値目標
■ 管理指標
■ 取組指標

第5節 個別施策

1 環境負荷を低減するためのごみの発生抑制

～ライフサイクル全体でごみの発生抑制を推進し、廃棄型から循環型へライフスタイルの変革を進めていく～

(1) 環境に優しい製品および再生品の利用拡大

長期間使用できるごみになりにくい製品（例：LED電球）やリサイクルしやすい製品等、環境に優しい製品の利用を推進していきます。また、製品やサービスを購入する際に、環境負荷が少ないものを優先的に選択するグリーン購入を進め、リサイクル製品の利用拡大を推進します。

(2) 2R『発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）』の促進

食品ロス対策として、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月変更）に基づき、事業者に求められる発生抑制の取組を推進していきます。また、マイバッグやマイボトルの使用により、レジ袋、ペットボトルなど一度使用した後にその役目を終える代替可能プラスチック製品の削減を推進します。

その他、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品などの購入を勧め、製品をなるべく長期間使用することを推進していきます。

(3) 資源回収事業や不用品交換等民間サービスの活用の推進

スーパー等で行われている事業者による資源化物の店頭回収など資源の自主的な回収活動を推進するほか、不用となった物の、交換アプリや回収販売店が普及していることから、こうしたサービスの利用呼びかけを図ります。

(4) 事業者によるごみ減量・リサイクルの推進

多量にごみを排出する事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求め、事業者自らごみの減量に取り組むよう促していきます。

また、それぞれの業種に応じた減量の助言・指導を行うことにより、事業者のごみ減量・リサイクル活動を推進していきます。

(5) 廃棄物を資源として循環利用する循環型産業の活用の推進

溶融処理による二酸化炭素排出量を削減するため、生ごみの肥飼料化、バイオガス化や木材の有効利用を推進するなど、民間事業者らが取り組むこうした循環型産業との連携を推進していきます。

2 持続可能な循環型処理システムの構築

～廃棄物発電の高度利用やスラグ・メタルの再資源化、広域的なごみ処理に向けた施設整備やプラスチックごみ分別収集準備事業の実施～

(1) ごみ処理施設における排出抑制、資源化の推進

溶融処理による最終処分量の抑制および溶融処理に伴う余熱を利用した廃棄物発電による処理施設での高度利用に加え、溶融処理によって発生するスラグ・メタルを再資源化していきます。

(2) 地球温暖化防止、有害化学物質の排出抑制の徹底

溶融施設の適正かつ高度な燃焼管理での燃料（コークス）の使用量の抑制により二酸化炭素の排出量を低減するとともに、ダイオキシン類等の有害物質の排出抑制に努めています。

(3) 最終処分場の延命化

最終処分場の延命化を図るため、適切な管理によって継続的に使用可能となるよう整備していきます。

(4) 施設の計画的整備

新たなごみ処理施設の整備を進めるため令和7年5月に「ごみ処理施設建設準備室」が発足しました。今後、持続可能なごみ処理システムを構築するため、令和7年3月に締結した「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合 ブロックごみ広域処理に関する基本協定書」に基づく協議を進め、当該エリア全体でのごみ処理の広域化実現に向け、計画的に施設整備事業を進めます。また、資源化処理施設についても、計画的な整備を行います。

(5) プラスチックごみ分別収集の実施

現在、家庭ごみとして排出されている「プラスチックごみ」について、その資源循環を進めるため、令和17年度の新たなごみ処理施設の稼働にあわせ分別収集を実施することとしています。今後、分別基準の策定、収集方法の検討、リサイクルルートの確立など、効率的で効果的な手法とするための検討を進めます。

(6) 循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けた取組の情報収集

循環型社会の形成を実現するためには資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を推進することが鍵となります。「循環経済」への移行は、環境汚染等の社会的課題を解決するほか、地方創生、質の高い暮らしの実現にも資することから、こうした先進的な取組の情報収集を進め、普及につながるよう取組みます。

3 市民・事業者に対する環境教育や情報発信の充実

～循環型社会の形成を促進するため、ごみ減量化を含めた環境への諸問題について社会や地域、学校などを通じて環境教育を充実させていく～

(1) 市による率先行動の推進と人・組織づくりの支援

市は、事業者や市民の模範となるよう、ごみの発生抑制や再生品の利用、リサイクルなどへの取組を進めます。また、NPOなど各種市民団体による環境活動への助言により、地域コミュニティの活性化につなげ、人材育成や自主的に活動できる組織づくりを支援していきます。

(2) 市民・事業者、地域や学校における環境教育の充実

発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rの取組について、市民、事業者が共感し、地域や学校（特に子どもなどの若い世代）での取組が進むよう、環境学習、広報媒体等を通じて、食品ロスの実態など、ごみ減量を含んだ環境学習に関する情報を積極的に発信し、意識啓発を進めていきます。

(3) 排出ルール徹底による適正排出推進および不法投棄防止

ごみの分別に関する情報提供の徹底により、適正排出を推進するとともに、不法投棄の発生抑制に努めています。

特に、家庭ごみの中に混在する約10%の「資源化できる紙」が適正に分別されるよう、排出利便性に資する小売業者による資源化物の回収・リサイクルの取り組みと併せて周知・啓発に努めています。

(4) 市民への充実した情報提供

ごみ排出抑制やリサイクル推進は、市民一人ひとりによる自主的な取組の結果が社会全体に反映されるものであり、資源を効率的・循環的に有効利用し持続可能なライフスタイルへ行動変容を促すため情報提供を充実させていきます。

こうした情報発信に当たっては、SNSやAI等の伝達効果が高い最新の技術を活用しながら、効率的な情報提供に努めます。

(5) 災害ごみに関する情報発信や処理体制構築に向けた事前の備えの充実

災害が発生すると、発災直後に「災害ごみ」が大量に発生します。これらは日常生活から排出されるごみとは、排出方法や性状が異なることから、平時から「災害ごみ」の排出方法の周知を進めます。

また、災害廃棄物を迅速に処理するため、秋田市災害廃棄物処理計画に基づき、平時から、関連団体との協議を実施するほか、異動による転入職員への研修事業実施など事前の備えの充実化を図ります。

(6) 危険なごみ・処理が困難なごみへの対応

リチウムイオン二次電池など適正処理や再資源化が難しい製品が、新たな製品として開発されると、家庭から廃棄物として排出されることが想定されます。

こうした、危険なごみや処理が困難な新たなごみに対して、一般廃棄物にあたる場合は、適正処理・再資源化を進めます。また、製造者責任などを踏まえ、処理責任の公平な分担に基づき、再資源化等が進められるよう働きかけを行います。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状と課題

1 人口

生活排水処理については、公共下水道の整備や農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業の進展により衛生処理率が向上しており、それに伴い、し尿くみ取り人口は減少しています。

表4-1-1 水洗化・非水洗化人口

(令和7年3月31現在)

区分	人口(人)	構成比(%)
行政区域人口(住基人口)	291,412	100.0
水洗化人口	273,173	93.7
公共下水道人口	255,621	87.7
農業集落排水人口	3,739	1.3
浄化槽人口(合併処理)	13,813	4.7
非水洗化人口	18,239	6.3
浄化槽人口(単独処理)	10,893	3.8
くみ取り人口	7,346	2.5

2 浄化槽の設置

秋田市生活排水処理施設の整備は、合併処理浄化槽のほか、公共下水道および農業集落排水事業により計画しています。

合併処理浄化槽は、公共下水道および農業集落排水処理により汚水を集合して処理することができない地域において、市が整備しているほか、個人でも設置されています。

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のため、引き続き当該地域における合併浄化槽の整備が必要であると捉えています。

3 し尿および浄化槽汚泥の処理

し尿等の処理については、簡易水洗トイレの普及等により、固形化物の少ない性状に変化し、浄化槽汚泥の処理比率が高くなっている状況等を踏まえ、下水道投入に処理方式を変更しました。

今後は、更に浄化槽汚泥の処理比率が上がると予測されることから、性状の負荷変動に対応する運転・管理が必要となっています。

し尿の収集・運搬については、くみ取り世帯の減少や点在化により、作業効率の悪化など業者の収益性が低下し、経営維持に影響を及ぼしています。

このため、今後も安定した収集・運搬を維持していくための方策を検討する必要があります。

4 し尿処理施設の整備

汚泥再生処理センター（175k1／日）は、旧し尿処理施設である向浜事業所の休止中の施設（230k1／日）を改造し、平成25年1月から稼働しています。この施設は、固液分離・希釀放流方式となっており、汚泥は助燃剤化し、希釀水は秋田県の下水処理施設で処理を行います。

なお、同センターの運転開始により向浜事業所を廃止しました。

施 設 名 称	汚泥再生処理センター
分 理 類	し尿処理施設（175k1／日）
処 理 方 式	固液分離・希釀放流方式
所 在 地	秋田市向浜一丁目13番1号
竣 工	平成25年1月



汚泥再生処理センター

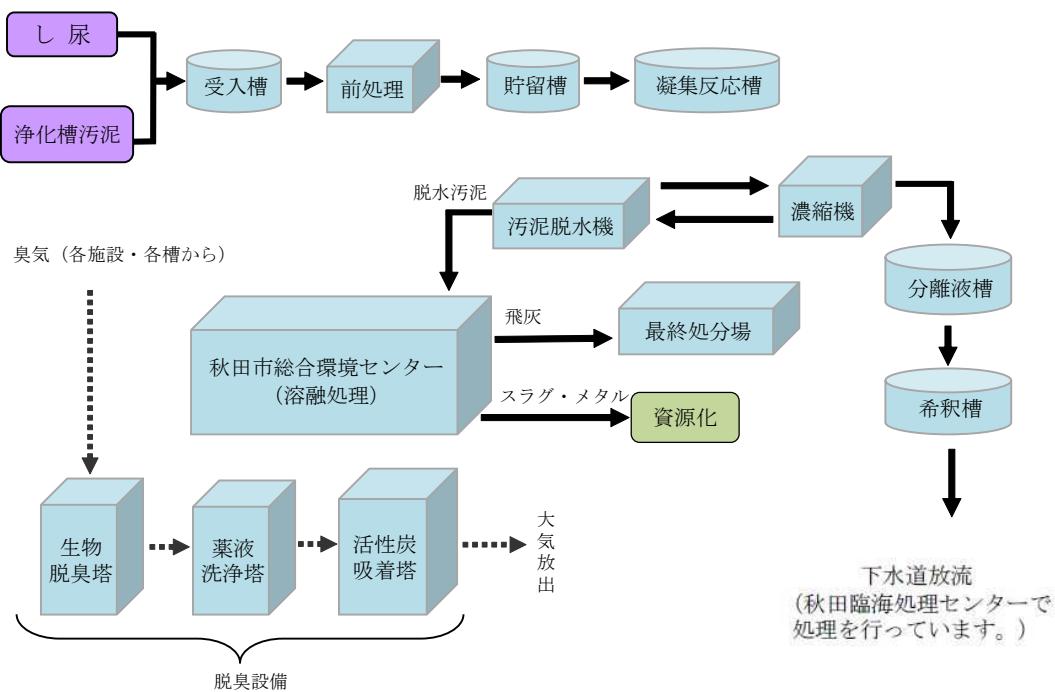


図4-1-1 し尿処理経路図

第2節 基本理念・基本方針

1 生活排水処理の基本理念

環境負荷が少ない水循環システムを構築する

下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽の各処理システムの特徴を活かし、それぞれで連携を図りながら地域特性に応じた施設整備を行い、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止等、環境負荷の少ない水循環システムを構築します。

2 生活排水処理の基本方針

(1) 生活排水処理未普及地域の解消に努める

下水道事業、農業集落排水事業の進展や浄化槽の設置により、生活排水処理人口は増加していますが、普及率が令和6年度末現在で98.9%であり、未普及地域も依然として残っていることから、その改善を図るために地域特性に応じた整備手法を用い、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めています。

(2) し尿および浄化槽汚泥を適正に処理する

し尿等の処理については、環境負荷の低減に配慮した適正な処理を安定的に行うことができる下水道投入方式により処理を行い、維持管理経費等の削減を図っていきます。

し尿の収集・運搬については、安定かつ効率的なし尿等の収集・運搬体制の構築を図っていきます。

第3節 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測および数値目標

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

し尿・浄化槽汚泥処理量の予測については、過去のデータを基に将来処理量を推計しています。

表4-3-1 し尿・浄化槽汚泥処理量

年度	元	2	3	4	5	6
	【実績値】					
し尿処理量	14,213	13,664	13,039	12,562	12,161	11,193
浄化槽汚泥処理量	21,253	20,904	20,715	20,587	19,716	18,392
合計	35,466	34,568	33,754	33,149	31,877	29,585

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	【推計値】										
し尿処理量	10,984	10,822	10,835	10,736	10,664	10,556	10,463	10,402	10,340	10,249	10,175
浄化槽汚泥処理量	18,028	17,838	17,398	16,754	16,376	15,826	15,334	14,902	14,534	14,056	13,657
合計	29,012	28,660	28,233	27,490	27,040	26,382	25,797	25,304	24,873	24,305	23,832

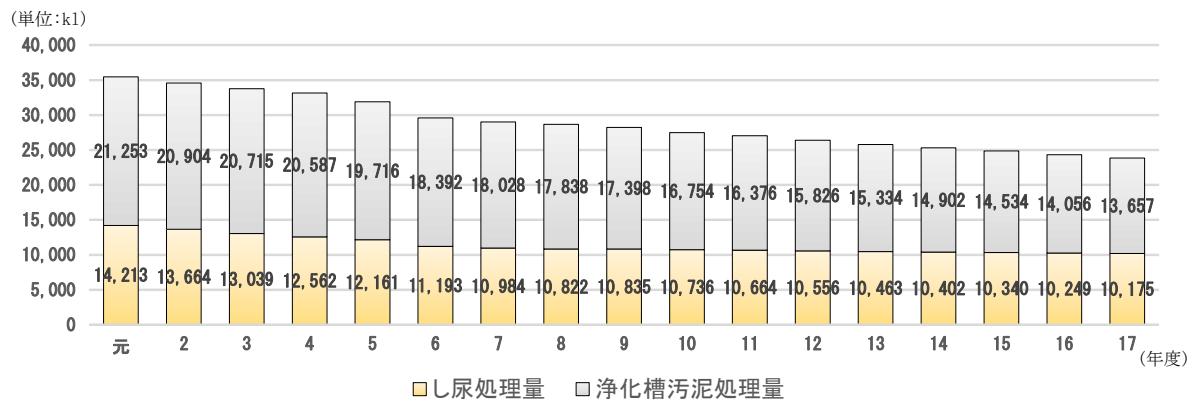


図4-3-1 し尿・浄化槽汚泥処理量

2 数値目標

本市の生活排水処理に関する数値目標は、「秋田市上下水道事業基本計画」に掲げる、令和16年度末における公共下水道、農業集落排水処理施設および浄化槽による汚水処理人口普及率99.4%とします。

第4節 個別施策

1 生活排水処理未普及地域の解消

～地域特性に応じた整備手法による計画的かつ効率的な生活排水処理施設整備の推進～

(1) 公共下水道事業の推進

事業計画区域内の公共下水道整備を進めるとともに、国道沿線や私道などの整備困難地区については、道路管理者との協議や私道申請手続きを市民に周知するなどにより、関係者の理解と協力を得ながら整備に努めています。

また、老朽化した下水道施設について、下水道ストックマネジメント計画に基づき改築・更新を進めています。

(2) 農業集落排水処理施設の適正な維持管理

昭和58年度から着手した農業集落排水事業は、計画していた全ての地区において整備が完了しています。今後は、既存の施設を適正に維持管理するとともに、改築更新時期に合わせ施設の集約や公共下水道への接続を実施し、運営の効率化に努めています。

(3) 処理槽の整備に関する事業の推進

公共下水道および農業集落排水事業の計画区域外においては、処理槽市町村整備推進事業により市設置型処理槽の整備を推進していきます。

既に設置されている単独処理処理槽については、環境負荷の少ない合併処理処理槽への転換を図っていきます。

2 し尿および浄化槽汚泥の適正処理

～し尿および浄化槽汚泥の適正処理に向けた効率的な管理・運営体制の構築～

(1) 適正な収集・運搬体制の構築

し尿収集運搬業者への指導等に努めるとともに、料金体系および収集体制等について調査研究を進めていきます。

(2) し尿および浄化槽汚泥の適正な処理

平成25年1月末に完成した下水道投入施設の運転業務について、効率的な管理・運営体制の観点から引き続き民間事業者に委託します。

また、令和3年度からは、ユニット型バイオリアクターを導入し、環境負荷の低減と維持管理経費の更なる削減を図っていきます。

(3) し尿の広域的な受託処理

男鹿市および潟上市が一部事務組合を設置し運営しているし尿処理施設が老朽化で稼働停止時期を迎えることから、その広域的な処理について、依頼があり、検討を進めています。

本市の汚泥再生処理センターにおける施設の稼働率を確保し、処理受託による運営費負担の軽減を図るため、適切な受入時期等の検討を進めています。

用語解説

【ア】

秋田市環境基本計画

環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として平成13年3月に策定し、19年3月は、市町合併等により、見直し改定を行った。直近では、社会情勢の変化を踏まえた改正を令和5年3月に行った。

【イ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。秋田市では、「ごみ」を商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系一般廃棄物」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系一般廃棄物」に分類している。

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画

一般廃棄物処理実施計画

基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める計画

【エ】

NPO（エヌ・ピー・オー）

Nonprofit Organizationの略称。民間非営利組織と訳される。一般的には、非営利で不特定多数の利益の増進を目的として、社会のためになる活動（社会貢献活動）を行う、行政ではなく民間の組織である。特に環境問題を対象とするものを環境NPOと呼ぶ。

【カ】

環境配慮設計

環境配慮設計とは、製品のライフサイクル（設計、製造、流通、使用、リサイクル）全般の環境負荷低減を目的に製品の企画・設計を行うこと。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義さ

れている。

【キ】

協働

市、事業者（企業）、市民が対等の立場で、お互いの信頼関係のもと、同じ目的のために働くこと。

【ク】

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物を優先的に購入すること。

【コ】

コークス

石炭を蒸し焼きにした原料のこと。蒸し焼きにすることで燃焼時の発熱量が高く溶融炉、鉄鋼業など多くで燃料として使用されている。

ごみ総処理量

総合環境センターで処理したごみの総量。

ごみ総排出量

家庭や事業所から排出されたごみ（公共系ごみ除く）のうち、事業所から直接民間施設に搬入された量を除いたもの。

【サ】

最終処分場

総合環境センターの処理施設の一つであり、資源化やリサイクルできなかった廃棄物を最終処分（埋立）するための処分場のこと。

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など自然界の中で循環可能なエネルギーのこと。

【シ】

資源化

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）などといった、廃棄物を再利用す

ることをいう。

循環型社会

製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等を資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のことをいう。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行は、循環型社会形成のドライビングフォースとなる。

「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現に資するものである。

集団回収

町内会や市民団体などが自ら資源化物を回収するリサイクル活動。

浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する合併処理浄化槽のこと。

トイレの排水だけを処理する単独浄化槽の新規の設置は、平成12年の浄化槽法の改正により、原則禁止された。

【ス】

水洗化人口

公共下水道、農業集落排水および浄化槽処理を行っている世帯の人口のこと。

スラグ

ごみを溶融処理した際に生成されるガラス質の固形物のことで、建設資材である

コンクリート製品などに再利用されている。

3 R (スリーアール)

リデュース (Reduce : 廃棄物等の発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の 3 つの頭文字をとったもので、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。

【タ】

太陽光発電

半導体素子を利用して、太陽の光エネルギーを電気に変換すること。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾーフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。発がん性や甲状腺機能への影響が報告されている。

【チ】

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球の気温が上昇することをいう。

中間処理

収集したごみの溶融、金属類の破碎、びん、缶などの選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

【ツ】

2 R (ツーアール)

3 R のうちリサイクル(Recycle : 再生利用) に比べて優先順位の高いものの取組が遅れているリデュース (Reduce : 廃棄物等の発生抑制) およびリユース (Reuse : 再使用) を特に抜き出してまとめて呼称しているもの。

【ノ】

農業集落排水処理施設

公共下水道の設置が困難な農業集落等のやや散在した形態をなす地域において、

主に集落を単位として設置される生活排水処理施設のこと。

【ハ】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で石油などの化石資源を除いたもの。代表的な植物のほか家畜排せつ物、食品廃棄物などもバイオマスという。

バイオマスチップ

バイオマスのうち、木材を破碎、チップ化したもの。主な原料は、建設廃材、製材工場等の残材、林地残材（間伐材等）であり、燃料や製紙および建設資材の原料に利用している。

バイオリアクター

動物性細胞や微生物などの生体触媒を用いて生化学反応を行う装置の総称。

ユニット型は、装置を構成する部材や機器等を工場で事前に製作し、建設現場での作業を簡略化したもの。

【ヒ】

非水洗化人口

くみ取りし尿処理を行っている世帯の人口。近年の下水道の普及により減少傾向である。

P D C A（P D C Aサイクル）

Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)といった4つのサイクルによって、事業活動における管理業務を円滑に進める手法のこと。

【メ】

メタル

ごみを溶融処理した際に生成される鉄を主成分とする固形物のこと、金属資源として再利用されている。

【ヨ】

容器包装廃棄物

空きびん、空き缶、飲料用紙パックおよびペットボトルなどの一般廃棄物のことをいう。

【リ】

リサイクルプラザ

総合環境センターの処理施設の一つであり、資源化物である空きびん、空き缶、ペットボトルなどを選別・圧縮・保管する機能を持つ施設で、展示室や研修室等、市民を啓発する機能を持ち合わせる施設。

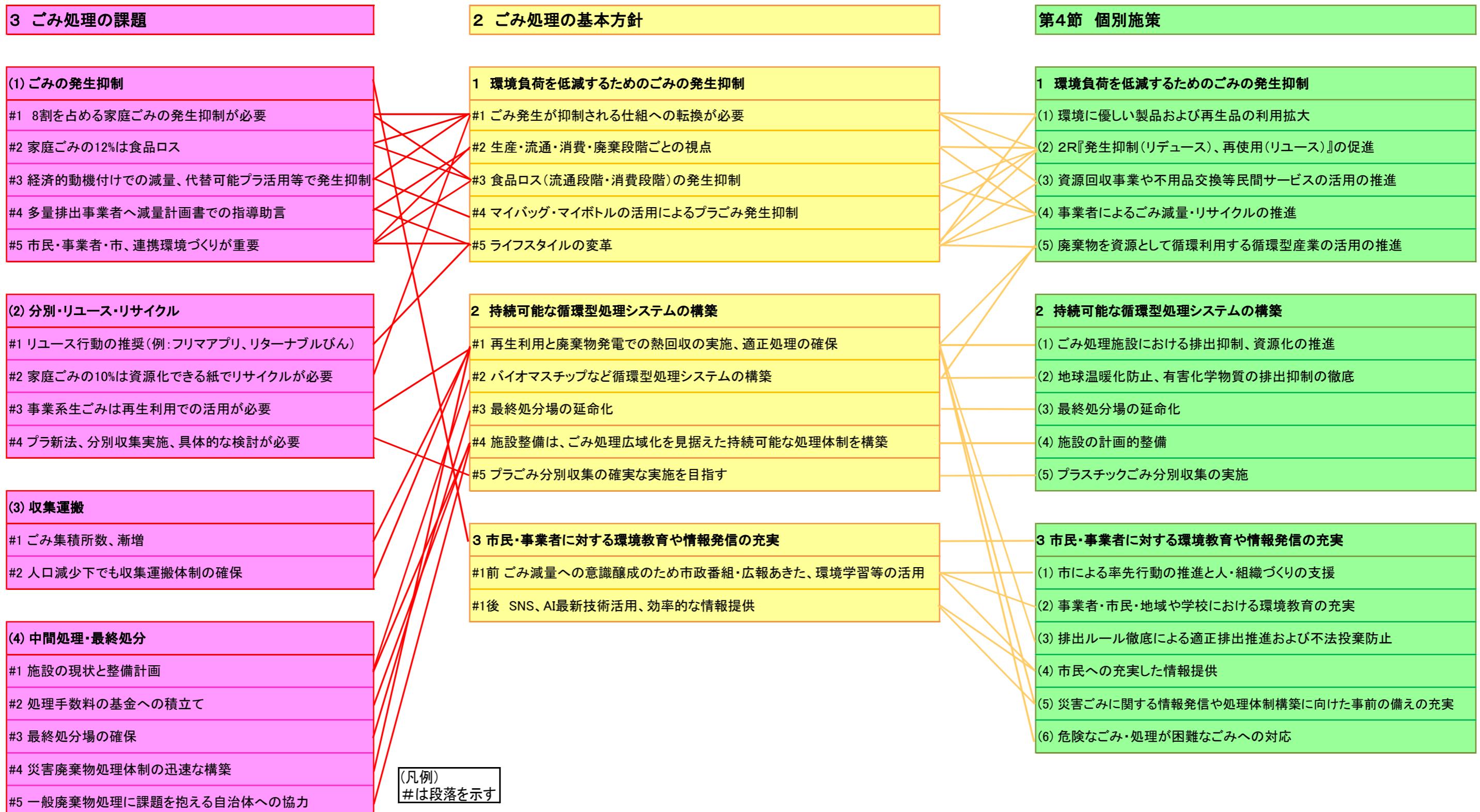
リサイクル率

リサイクルされる割合を示すもので、資源化された総量を排出量で除した値。

リターナブルびん

ビールやお酒、ソフトドリンクなどの容器で、飲み終わった後に回収・再使用されるびんのこと。

課題・基本方針・個別施策関係図



令和8年 月策定
秋田市一般廃棄物処理基本計画

編集・発行 秋田市環境部環境都市推進課
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018 (888) 5706
E-mail ro-evcp@city.akita.lg.jp